

2021(令和3)年度  
自己点検・評価報告書

2022 (令和4) 年 12月

東京保健医療専門職大学

目 次

I . 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等.....	3
II . 沿革と現況.....	5
III . 評価機構が定める基準に基づく自己評価.....	7
基準1. 使命・目的等.....	7
基準2. 学生.....	11
基準3. 教育課程.....	27
基準4. 教員・職員.....	39
基準5. 経営・管理と財務.....	48
基準6. 内部質保証.....	54
IV . 大学が独自に設定した基準による自己評価.....	57
基準A. 地域貢献.....	57

## I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

### 1. 建学の精神

本学の建学の精神は、敬心学園の建学の精神を鑑み、『健常者・障がい者、若年者・高齢者など多様な人々が共生できる社会の実現と発展を目指す』である。

### 2. 教育理念

本学は上記の建学の精神に基づき、教育理念として以下を掲げる。

『高い職業倫理観をもち、地域社会の保健医療分野の発展に貢献できる人間性豊かな即戦力となる高度専門職業人材の育成』

### 3. 養成する人材像

大学の養成する人材像は、「専門職業人材としての高い専門的知識と技術を備えると共に、多様な生活者の健康寿命の延伸等を含めたQOL (Quality of life、生活の質) の維持・向上に関する知見を有し、組織の経営・マネジメントの知識を身に付け、共生社会の実現と発展に貢献する実務リーダー」である。

### 4. 教育上の目的

本学は、教育基本法及び学校教育法に則り、敬心学園の理念「他人を敬い、自らを律し、人々の心をもっとも大切にして、一人ひとりが輝いて生きる社会を創造する」の下、『健常者・障がい者、若年者・高齢者など多様な人々が共生できる社会の実現と発展を目指す』を建学の精神に掲げ、実践的かつ高度な保健医療の理論と技術を教育研究し、豊かな人間性を備えた「共生社会の実現と発展に貢献する実務リーダー」となる専門職業人材として理学療法士・作業療法士を養成し、保健医療分野の発展に貢献することを目的とする。

### 5. 大学の特色

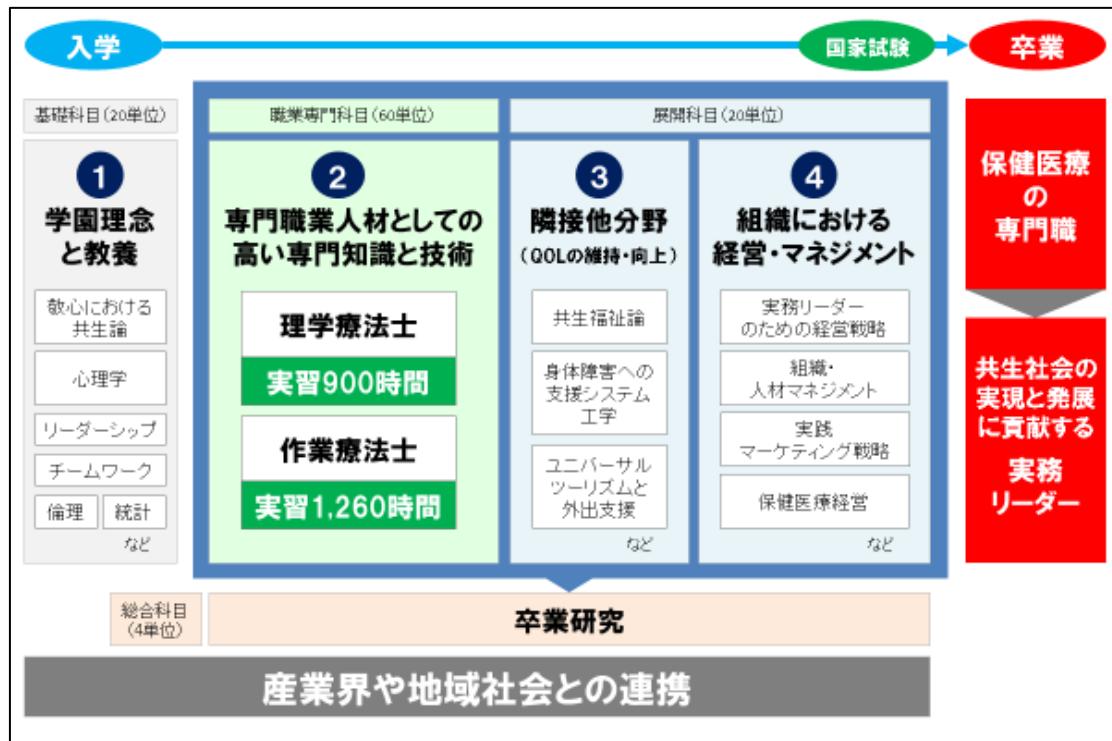
超高齢社会となった我が国にとって、「健康寿命の延伸」や「在宅医療・介護の推進」は大きなテーマである。本学で育成する理学療法士・作業療法士は、これらのテーマの推進に大きく関係し寄与する役割を担っている。本学では専門職としての教育に加え、これらの推進に求められるコミュニケーション能力、分析力、調整力などの育成にも力を入れ、地域社会に貢献できる保健医療専門職の育成に取り組む。

「在宅医療・介護の推進」に関連の深い地域包括ケアシステムも本学が重点的に取り組む分野である。多職種連携に加え、連携を推進するための情報共有や課題発見・解決力、ICT等の最新技術の知識と理解を有する人材を育成する。

専門職大学ならではの科目である「展開科目」を積極的に活用し、理学療法士・作業療法士が活躍できる可能性を広げるための能力を習得させる。そのために、展開力、創造力を育む関連する隣接他分野についての教育、保健医療の分野の新しいサービスや事業の継続性

に必要な「経営分野」についての教育を行う。それぞれの分野の専門知識に加え、隣接他分野や経営についての教育を行うことで、幅広い視野を持つ理学療法士・作業療法士の育成につながると考えている。

【資料 I-5】<養成する人材像とカリキュラムフレーム>



## II. 沿革と現況

### 1. 学校法人の沿革

本学の属する学校法人敬心学園は、1974年に理事長の小林光俊が、「職業教育の発展・充実は、国の繁栄や経済的成长への貢献はもとより、様々なキャリアや多様なニーズを有する学び直しの社会人や実利的な職業教育を希望する若者・高校新卒者の人生を豊かなものにする」、という考え方から、日本ジャーナリスト専門学校を開校したことに始まる。

その後、1986年に学校法人敬心学園を設立、これまでに福祉・医療・保健・保育の各分野に約40,000名の優秀な人材を送り出してきた。介護福祉士や言語聴覚士などが国家資格となる以前から、福祉・医療・保健・保育の専門職を養成している。

「敬心」の二文字が表すように、敬心学園では「他者を敬い自らを律し、人々の心をもつとも大切にする」を学園の理念としている。そして、社会のニーズをいち早く捉える先駆性、真理を追究する科学性、人間の生き方・行動に恥じない倫理性、人生を豊かにする文化性、これら4つのキーワードを柱とし、一人ひとりが輝いて生きる社会の創造を目指している。

- 1974年 東京都新宿区四谷に日本ジャーナリスト専門学校を開校
- 1982年 学校法人情報学園 設立認可  
東京都新宿区高田馬場に日本児童文学専門学院を開校
- 1984年 日本児童文学専門学院を日本児童教育専門学校に校名変更  
東京都新宿区高田馬場に日本医療福祉専門学院を開校
- 1986年 学校法人敬心学園 設立認可  
日本医療福祉専門学院を日本福祉教育専門学校に校名変更
- 1997年 東京都豊島区高田に日本リハビリテーション専門学院を開校
- 1998年 日本リハビリテーション専門学院を日本リハビリテーション専門学校に校名変更
- 2002年 東京都新宿区高田馬場に日本柔整鍼灸専門学校を開校
- 2003年 東京都練馬区石神井台に臨床福祉専門学校を開校
- 2004年 日本柔整鍼灸専門学校を日本医学柔整鍼灸専門学校に校名変更
- 2008年 東京都江東区塩浜に臨床福祉専門学校を校舎移転
- 2012年 日本ジャーナリスト専門学校を廃止
- 2013年 学校法人敬心学園と学校法人情報学園が合併し、学校法人敬心学園となる
- 2019年 東京保健医療専門職大学が文部科学省より大学設置認可
- 2020年 東京保健医療専門職大学を開学
- 2022年 臨床福祉専門学校を廃止

## 2. 本学の現況

・大学名 東京保健医療専門職大学

・所在地 東京都江東区塩浜2丁目22-10

・学部構成 リハビリテーション学部

　理学療法学科

　作業療法学科

・学生数、教員数、職員数（2021年5月1日現在）

## ①学生数

＜学科別＞ (人)

学科	入学定員	収容定員	在籍学生数				
			1年	2年	3年	4年	計
理学療法学科	80	320	63	67	-	-	130
作業療法学科	80	320	61	15	-	-	76
合計	160	640	124	82	-	-	206

②教員数 (人)

学部	専任教員					兼任教員
	教授	准教授	講師	助教	計	
リハビリテーション学部	23	8	14	7	52	29
合計	23	8	14	7	52	29

③職員数 (人)

専任教員	兼務職員	合計
17	5	22

### III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

#### 基準1. 使命・目的等

##### 1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

###### (1) 1-1 の自己判定

基準項目1-1を満たしている。

###### (2) 1-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

###### [1] 建学の精神

本学の建学の精神は、敬心学園の建学の精神を鑑み、『健常者・障がい者、若年者・高齢者など多様な人々が共生できる社会の実現と発展を目指す』である。

###### [2] 教育理念

本学は上記の建学の精神に基づき、教育理念として以下を掲げる。

『高い職業倫理観をもち、地域社会の保健医療分野の発展に貢献できる人間性豊かな即戦力となる高度専門職業人材の育成』

###### [3] 養成する人材像

大学の養成する人材像は、「専門職業人材としての高い専門的知識と技術を備えると共に、多様な生活者の健康寿命の延伸等を含め QOL の維持・向上に関する知見を有し、組織の経営・マネジメントの知識を身に付け、共生社会の実現と発展に貢献する実務リーダー」である。

###### [4] 大学の教育上の目的(学則第1条)

東京保健医療専門職大学(以下「本学」という。)は、教育基本法及び学校教育法に則り、敬心学園の理念「他人を敬い、自らを律し、人々の心をもっとも大切にして、一人ひとりが輝いて生きる社会を創造する」の下、『健常者・障がい者、若年者・高齢者など多様な人々が共生できる社会の実現と発展を目指す』を建学の精神に掲げ、実践的かつ高度な保健医療の理論と技術を教授研究し、豊かな人間性を備えた「共生社会の実現と発展に貢献する実務リーダー」となる専門職人材を養成し、保健医療分野の発展に貢献することを目的とする。

[5] 学部、学科の教育研究上の目的(学則第5条)

(ア) リハビリテーション学部

リハビリテーション学部は、保健医療の専門職業人として高い専門知識と技術を涵養すると共に、多様な生活者の QOL の維持・向上に関する知見を身に付け、高度化複雑化する社会ニーズに対する課題解決力と組織の経営・マネジメントの知識を養い、共生社会の実現に貢献する理学療法士、作業療法士を養成することを目的とする。

(イ) 理学療法学科

理学療法学科は、高い専門知識と技術を涵養すると共に、身体に障害のある人に基本的動作能力を獲得させ、多様な生活者の QOL の維持・向上に関する知見を身に付け、高度化複雑化する社会ニーズに対する課題解決力と組織の経営・マネジメントの知識を養い、共生社会の実現に貢献する理学療法士を養成することを目的とする。

(ウ) 作業療法学科

作業療法学科は、高い専門知識と技術を涵養すると共に、身体に障害のある人に応用的動作能力を又は精神に障害のある人に社会的適応能力を獲得させ、多様な生活者の QOL の維持・向上に関する知見を身に付け、高度化複雑化する社会ニーズに対する課題解決力と組織の経営・マネジメントの知識を養い、共生社会の実現に貢献する作業療法士を養成することを目的とする。

**1-1-② 簡潔な文章化**

学則に定めている内容を、大学ホームページ、大学案内、学生便覧、学生募集要項等に明示し、教職員や学生に周知するとともに、学外へ開示している。

**1-1-③ 個性・特色の明示**

本学が養成する人材像を始めとして、「ディプロマ・ポリシー」「カリキュラム・ポリシー」「アドミッション・ポリシー」の3つの方針、医療系専門職大学としての個性や特色ある授業内容や形態等については、大学ホームページや大学案内等を通じて明示するとともに、大学説明会やオープンキャンパス、マスメディア等を通じて受験生や保護者、高校教員、地域社会等、学外に広く発信している。また学内では、学内インターネットや学生便覧、FD・SD研修会等の様々なツールや機会を通じて、教職員や学生に周知している。

**1-1-④ 変化への対応**

本学は大学設置認可申請書にあるように、「時代の変化に伴って、保健医療分野は、高齢化による諸課題の解決によって社会への寄与が大きく、複雑化する課題に対応できる高度な人材の育成が必要となっている」との認識のもと、2020年4月に開学した。今後も絶えず社会の変化に対応した高等教育機関であり続けるために、外部有識者を中心とした「教育課程連携協議会」を設置し、業界・産業界及び地域社会との連携により教育課程を編成し、学務全般を

円滑かつ効果的に管理・運営していく。またその他の専門職大学を取り巻く社会情勢の変化への対応については、各種委員会活動を通じて継続的に検討を行っている。

(3) 1-1 の改善・向上方策(将来計画)

本学の使命・目的は、大学設置認可申請書において明確に記述している。本学は未だ完成年度に至っておらず、現在は設置計画に則った運営を続けているが、完成年度後は現在策定中の中期計画に沿って目標の達成度の検証を行い、その結果を将来計画に反映させていく。

**1-2. 使命・目的及び教育目的の反映**

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

基準項目1-2を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

**1-2-① 役員、教職員の理解と支持**

本学が専門職大学として果たすべき使命・目的及び教育目的は学則に定めており、教職員は学内インターネットを通して、常時閲覧できるようになっている。使命・目的及び教育目的に関する様々な情報も、同様に共有されている。また、学則の改廃は、本学の最高意思決定機関である運営会議で審議され、その後学校法人敬心学園理事会の決議により、学長が行うことと規定している。その経過は事務局を通して教職員へ周知される。

本学の全教職員が、教育理念及び教育方針について共通認識を持ち、教育指導に係る規程や法令等の遵守事項の徹底を図るために、ファカルティ・ハンドブックを作成し、インターネットを通じて専任教員はもとより、非常勤講師及び専任事務職員に共有されている。これにより、各教員が同じ教育方針の下で学生の教育に携わることによって、大学全体の教育水準を保つことができるようになっている。

**1-2-② 学内外への周知**

本学の使命・目的及び教育目的が記載されている学則等は、学内インターネットや学生便覧を始めとした媒体を通じて教職員及び学生に周知している。また、内外に広く配布される「大学案内」に掲載し、ホームページ上で本学の理念・目的等を社会に対して公表している。

### 1-2-③ 中長期的な計画への反映

完成年度に向けた設置計画は、これらの目的を前提に検討されている。また現在検討中の完成年度以降の中長期計画は、長期ビジョンとして本学の使命・目的を掲げ、それを達成するための中長期的な実行戦略および重要目標から構成される。

### 1-2-④ 三つのポリシーへの反映

本学の「ディプロマ・ポリシー」は、建学の精神『健常者・障がい者・若年者・高齢者など多様な人々が共生できる社会の実現と発展を目指す』のもとに、養成する人材像の育成に必要な能力として、「保健医療分野の専門性」「共生社会の理解」「課題解決力」「応用力」「組織における経営・マネジメント力」の5つの項目を掲げている。学部・学科も同様の5項目の「ディプロマ・ポリシー」を掲げており、「カリキュラム・ポリシー」は、「ディプロマ・ポリシー」に掲げる知識・技術の修得を目的として、教育内容・方法、評価方法を定めている。

「アドミッション・ポリシー」では、「リハビリテーションに対し高い関心を持ち、障がい者や高齢者のみならずあらゆる人々が直面する心身機能・活動・参加や環境因子の諸問題に対して、新たな専門的治療・援助の知識及び技術を学び、多角的・革新的視点を持って社会貢献することを望む学生」の受入れを掲げ、専門職大学としての本学の使命・目的、教育目的が直接的に反映されている。

### 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

専門職大学では、実務家教員が制度として取り入れられており、専門分野における概ね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度な実務能力を有する者がその条件である。また実務家教員のうち、半数以上は大学等での教員歴、修士以上の学位、又は企業等での研究上の業績のいずれかを求めるところであり、同じ実務家教員でも専門学校の教員とは、求められる要件が質的に大きく異なるため、研究者教員と実務家教員とによる実践的な教育が可能と考えられる。

本学においては、大学教員基準を満たす教員に加え、実務家教員基準を満たす教員を多数採用し、アカデミックな学びに加え、実践的な学びを主導できる体制を構築している。保健医療分野に限定せず、様々な分野で実務家として活躍してきた講師陣を手厚く配置することにより、業界の枠にとらわれず広い視野で発想することができる人材育成を行う体制を整えている。

また、管理運営機関として、学部・学科毎の会議、各種委員会、さらに学長のリーダーシップに基づいた迅速かつ適切な大学運営をサポートする意思決定機関として幹部教職員によって構成される運営会議を設置している。

本学においては、教員組織は「理論と実践を架橋する教育課程の提供に必要な研究者教員・実務家教員を適切に配置する」ように義務付けている。研究者教員と実務家教員による授業、専門学校とは異なるカリキュラムによる教育により、理学療法士・作業療法士の課題である

「医療機関における対象者の多様化・複雑化」、「在宅での生活に向けての職種間連携・協働」、「在宅医療及び訪問リハビリテーションにおける役割」、「ICF(International Classification of Functioning, Disability and Health、国際生活機能分類)の活動・参加やQOLの維持・向上の視点を踏まえた地域包括ケアシステムや健康寿命の延伸」、「関連する他分野との連携・協働」、「必要とされる様々なマネジメント」への対応が可能な理学療法士・作業療法士の育成が可能と考える。

なお、専任教員全員に研究室として個室を提供し、その他に研究用実験室も整備するなど、教育研究に集中できる環境の提供に努めている。

### (3) 1-2 の改善・向上方策(将来計画)

本学の使命・目的及び教育・研究目的は、大学設置認可申請書において明確に記述している。完成年度を迎えるまでは、開学時のビジョンの達成を目指すことになる。学年進行に伴い、当初目標の達成度の検証を行い、その結果を将来計画に反映させる。教育面においては、「教育課程連携協議会」の議論を踏まえて実態を検証し、教育課程に反映させて向上を図っていく。

## 基準2. 学生

### 2-1. 学生の受入れ

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

#### (1) 2-1 の自己判定

基準項目2-1を満たしている。

#### (2) 2-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

##### 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

リハビリテーション学部理学療法学科・作業療法学科とも、卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)および教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)に定める教育を受けるのにふさわしい人を受け入れるように、学生の受入れ方針(アドミッション・ポリシー)を学科ごとに設定し、大学案内、大学ホームページ、学生募集要項に公表している。

また、オープンキャンパスでも学科説明内にて各学科の教員よりアドミッション・ポリシーについて詳細に解説している。

#### (理学療法学科のアドミッション・ポリシー)

- 1) 理学療法士として、身体に障害があり社会的な諸問題に直面している人々を援助する

意欲のある人

- 2) 理学療法士として、多様な人々の価値観を認め受け入れながら、主体的に考え、実践する意欲のある人
- 3) 共生社会の実現を意識し、理学療法の専門職として多面的な視点で諸問題を解決する意欲のある人
- 4) 理学療法士として、多様な人々とコミュニケーションを図り、協調性を持って行動する意欲のある人
- 5) 理学療法を学ぶための基礎的な学力を有している人

(作業療法学科のアドミッション・ポリシー)

- 1) 作業療法士として、身体または精神に障害のある人々や社会的な諸問題に直面している人々を援助する意欲のある人
- 2) 作業療法士として、多様な価値観を尊重しながら、主体的に考え、自らの意思に基づいて実践する意欲のある人
- 3) 共生社会の実現を意識し、作業療法の知識・技術及び幅広い視点で諸問題を解決する能力を実践的に身に付ける意欲のある人
- 4) 作業療法士として、他者との協調性を持ち、連携・協働を行いながら、方向性を定めて、実践する意欲のある人
- 5) 作業療法を学ぶための基礎的な学力を有している人

**2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証**

[1] 入学者選抜の選抜区分および選抜実施方法

本学の入学者選抜の実施については、文部科学省通知の「令和4年度大学入学者選抜実施要項」に基づき、学長を委員長とする「入試委員会」において実施要項を詳細に定め、これに則り入学者選抜を実施した。入学者選抜実施にあたっての本学における新型コロナウイルス感染症等への対策は、入試委員会および本学校医監修のもとで作成され、審議決定された「入試ガイドライン」を基に対策を行い、受験生へも学生募集要項に記載し周知した。本学が実施した全入学者選抜は、新型コロナウイルス感染症等の対策を徹底した上で開催し、アドミッション・ポリシーに沿った入学者の確保に努めた。

合格者の決定は、入試委員会が管轄する「入学者選抜合格者判定会議」において、副学長・学部長・副学部長・学科長・副学科長の意見を聴取の上、教授会報告を行い、学長が最終決定を行っている。

入学者選抜要領の作成、志願者からの入学願書の受付、合格発表等の業務は入試委員会の監督の下、東京保健医療専門職大学入試広報部が行っている。

入学者選抜の実施内容(試験問題を含む)・配点・採点基準等については、入試委員会で議論および審議を行い原案作成の上、入試委員会委員の意見を聴き、学長が決定している。

すべての入学者選抜実施中は、入試本部を設け本部長に学長・副学長をあて、入試広報部職員を配置し、教職員全体で受験生に対応する体制を整えている。

(ア) 学校推薦型選抜

① 学校推薦型選抜[指定校制]

本学での勉学を強く希望し、合格した場合必ず本学に入学することが確約できる本学第一志望の者で、本学リハビリテーション学部および入試委員会にて審議・決定し、学長が承認した高等学校等で、入学年の3月までに高等学校または中等教育学校を卒業見込みの者かつ学校長の推薦を受け、5段階評価において本学が定める評定平均値の数値以上の者を対象とする。

書類審査(調査書・推薦書・志望理由書等)、個人面接において、学力の3要素[要素1(知識・技能)、要素2(思考力・判断力・表現力)、要素3(主体性・多様性・協調性)]を総合的に判断し、本学が掲げる「共生社会の実現と発展に貢献する実務リーダー」となれる入学者を選抜している。

② 学校推薦型選抜[公募制]

本学での勉学を強く希望し、合格した場合必ず本学に入学することが確約できる本学第一志望の者で、入学年の3月までに高等学校または中等教育学校を卒業見込みの者かつ学校長の推薦を受け、5段階評価において本学が定める評定平均値の数値以上の者を対象とする。

書類審査(調査書・推薦書・志望理由書等)、作文、個人面接において、学力の3要素を総合的に判断し、本学が掲げる「共生社会の実現と発展に貢献する実務リーダー」となれる入学者を選抜している。

(イ) 総合型選抜

専願制と併願制の2区分とし、専願制では本学での勉学を強く希望し、合格した場合必ず本学に入学することが確約できる本学第一志望の者で、入学年の3月までに高等学校等を卒業見込みの者および高等学校等を卒業した者で、保健医療専門職への進路が明確な者を対象とする。保健医療専門職への進路が明確な者を幅広く受け入れたいと考えており、既卒生等や併願者でも受験可能とする併願制も設けている。

書類審査(調査書・自己推薦書・志望理由書等)、小論文、個人面接において、総合評価とし学力の3要素を多面的・総合的にはかり、年齢等にとらわれない選抜を実施し、本学が掲げる「共生社会の実現と発展に貢献する実務リーダー」となれる入学者を選抜している。

(ウ) 一般選抜

入学資格がある者を対象としている。

書類審査(調査書・志望理由書等)、学力試験(国語・英語・数学)、個人面接において、学力の3要素を総合的に判定し、本学が掲げる「共生社会の実現と発展に貢献する実務リーダー」となれる入学者を選抜している。

(エ) 社会人特別選抜

入学資格がある者を対象としている。

書類審査(志望理由書等)、一般常識試験(国語・英語・数学・社会)、小論文、個人面接において、保健医療分野に関わる事柄に关心を持ち続け、これまでに身に付けた知識・能力を一層磨けることを確認し、総合的に判定することで、再び社会人として、本学が掲げる「共生社会の実現と発展に貢献する実務リーダー」となれる入学者を選抜している。

[2] 出願前プログラムおよび入学期前教育

本学では入学後の職業選択のミスマッチの軽減や、医療専門職への理解を深めてもらえるようにオープンキャンパスや説明会に参加した方に、出願前プログラムを実施している。

「職業理解」・「専門職大学理解」・「アドミッション・ポリシー理解」の3つを柱として動画を作成し、視聴および動画の感想を提出した者に受講証の発行を行っている。

また、3月に本学に入学する学生に対して、3日間本学に来校してもらい入学期前教育を実施している。入学後にともに勉学に励む同級生との交流はもちろん、「大学生としての過ごし方」・「講義の受け方」・「医療系の勉強のやり方(予習・復習など)」・「国家試験とは」などのプログラムを用意し、模擬講義の実施やパソコン教室等も行っている。

入学までの間の時間を無駄にすることなく4月から学生がスムーズに大学生活に入れるよう工夫を続けている。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

学生募集については、入試広報部が中心となって、各種進学サイトへの情報掲載、ホームページの更新、大学案内パンフレットの制作を行い、高校生の認知向上を図っている。また、来校型の「オープンキャンパス」及び「大学説明会」を開催しながら、本学の教育特色を理解していただく場を多数整備している。学内的には、学長を委員長とした「学生募集委員会」を定期的に開催し、学生募集活動に対して絶えず見直しを図っている。

在学生もオープンキャンパス等に参加し、学生中心のイベントを行うことが多くなり、来場者からも好評をいただくなつたが、定員未充足であった。今後もあらゆる機会を通じて、教職員が一丸となって広報活動を一層強化し、学生確保に努めていく必要がある。

### (3) 2-1 の改善・向上方策(将来計画)

入学者の確保、とりわけ定員未充足の作業療法学科において、完成年度を迎えるまでに定員を充足させることが悲願である。

今後については、オープンキャンパスの開催回数をさらに増やし、積極的に作業療法の魅力を発信し、理学療法しか知らずに参加した高校生の作業療法に対する理解を深めることで、作業療法学科の受験生確保に努めていく。なお、オープンキャンパスにはさらに多くの学生に協力を依頼し、本学の魅力を発信してもらう予定である。

ちなみに作業療法学科において、前述の出願前入試プログラムの受講者向けに、学生スタッフが中心となって運営する交流会の開催を予定している。このプログラムへの参加意欲を高めるとともに、本学で学びたいという向学心をも高めていく。

さらに、オンラインでの模擬講義や教員紹介等のイベントについても、作業療法学科を中心を開催していく予定である。領域の広い作業療法の世界を隅々まで知つてもらうイベントを同時並行で開催していくことで、その魅力をさらに伝え、定員充足に繋げていく。

学内の体制としては、学生募集委員会の開催頻度を月1回程度とし、教員の広報活動への参画を促していく予定である。具体的には、委員会内で高校内ガイダンスへの教員協力を募り、体験的な講座を開催しながら高等学校との連携を強化するといった取り組みを行う。さらにオープンキャンパスの運営や内容を、学生募集委員会の開催ごとに検証し、次回に向けて改善を図るなど、本学の認知向上に繋がる取組を教職員一体となって執り行っていく。

なお、SNSでは普段の授業の様子を発信し、すでに多くの高校生からフォローされている。引き続き本学の普段の様子が分かる情報を発信していく予定である。また公式ホームページ以外の情報発信メディアである「TPUブログ」においても、授業の様子に限らず、地域との連携、本学教員の研究発表、表彰や受賞といった情報を発信する予定である。それにより、本学に対する保護者や高等学校教員の信頼に繋げていく。

#### 【資料2-1】学生数(2021年5月1日現在)

＜学科別＞ (人)

学科	入学 定員	収容 定員	在籍学生数				
			1年	2年	3年	4年	計
理学療法学科	80	320	63	67	-	-	130
作業療法学科	80	320	61	15	-	-	76
合計	160	640	124	82	-	-	206

## 2-2. 学修支援

### 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

### 2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

基準項目2-2を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)**2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備**

本学では、開学時より各学科のクラスごとに担任・副担任を設けている。学生の履修計画や学習内容、健康や日常的な心配事など、学業から学生生活に関わる諸問題について、相談に乗り、絶えず学生に対するきめ細かい助言や指導を行っている。

具体的には、学修面の指導として担当学生が履修する授業科目の出席状況の管理を行い、欠席の多い学生には個別面談を実施し、欠席超過による定期試験受験資格喪失を未然に防ぐべく、対応を行っている。また、学生との面談を通じ、学修面での状況把握だけではなく生活環境等に問題がある学生の状況把握などにも努めている。担任及び副担任は、学修面に関わる情報を教務部、生活面に関わる情報を学生部と常に連携を取りながら情報共有を繰り返し、学修支援に努めている。

その他、各教員のオフィスアワーをシラバス上で公開し、専任教員が担当授業の昼休み及び5限目の終了後に研究室に待機し、学生の相談や質問に対応できる体制を取りながら学修支援を行っている。

**【資料2-2-1】 2021年度担任・副担任**

学科	学年・クラス	配置
理学療法学科	1年生・1クラス	担任・副担任
	1年生・2クラス	担任・副担任
	2年生・1クラス	担任・副担任
	2年生・2クラス	担任・副担任
作業療法学科	1年生・1クラス	担任・副担任
	1年生・2クラス	担任・副担任
	2年生・1クラス	担任・副担任

**【資料2-2-2】 2021年度オフィスアワー****理学療法学科**

対応時間	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
12:10-12:50	3名	5名	6名	9名	8名
17:50-18:30	2名	4名	4名	5名	6名
事前連絡対応	—	1名	—	1名	—

## 作業療法学科

対応時間	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
12:10-12:50	3名	5名	6名	9名	8名
17:50-18:30	2名	4名	4名	5名	6名
事前連絡対応	3名	—	1名	—	—

## 2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

本学では、現在通常授業・補習授業・補講授業において、TA(Teaching Assistant)及びSA(Student Assistant)を活用した授業支援は行われていない。しかし、学内における実習科目や実技を伴う演習科目では、教育効果を上げることを目的に複数の専任教員による授業指導が行われるなど、学科内で教員同士が連携した授業運営が行われている。

担任・副担任制度やオフィスアワー制度の他にも学生相談室を設置し、相談学生への学生指導が行われている。また、退学者等の中退予防を目的とし、クラス担任・副担任による学生との定期的な面談や学校法人敬心学園設置校全体による中退率削減会議の実施など教職員一体となった取り組みを行い、中退率削減に努めており、若干ではあるが前年度から中退率の改善が見られている。その他、経済的理由を抱えている学生及び保護者に対しては学生部より各種奨学金の紹介を行うなど、学修継続に向けての支援を行っている。

【資料2-2-3】2020～2021年度学籍異動者数

区分 対象年度	入学者数	退学者・ 除籍者数	内訳		退学理由
			入学年度	退学者数	
2021年度	93人	9人	2020年度	9人	学力不振2、学習意欲の低下3、経済的理由1、進路変更3
2021年度	122人	5人	2020年度	4人	学力不振1、進路変更2、学費未納1
			2021年度	1人	進路変更
合 計	215人	14人		14人	

## (3)2-2 の改善・向上方策(将来計画)

本学での教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備については、担任、副担任制度やオフィスアワー制度、学生相談室の設置など、最低限の学修支援制度の体制は整

っているが、精神的な悩みを抱える学生の授業受講に関わる支援体制及び対応方法等の整備が求められている。また、現状では担任及び副担任が学修面及び生活面の全般に渡って学生支援を行っている状況から、次年度に向けて、学修面の学生支援に特化したアドバイザーモードを確立し、担任・副担任との役割分担を明確にし、更なる学生支援に努めていきたい。

TAの活用については、本学では現在行われていないが、将来的に卒業生を活用した取り組みなどを検討し、同時に学生の授業理解度や学修上の躊躇など、学生が抱える学修上の不安については、3年次から開講するゼミナール科目を通じて先輩学生から後輩学生への助言、指導、支援を行う仕組みなどを検討していく。

また、中退率についても2021年度は2020年度から改善は見せたものの数値的にはまだ高い状況であるため、学内における中退率削減を検討するプロジェクト等を組織化し、取り組みを進めていくこととする。

## 2-3. キャリア支援

### 2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

#### (1) 2-3 の自己判定

基準項目2-3を満たしている。

#### (2) 2-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

### 2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

#### [1] 教育課程内の社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

本学は医療系専門職の養成校であることから、全カリキュラムが専門的な職業的自立に関する教育・支援となっている。一般的な社会的・職業的自立に資する科目として「社会人基礎力」「コミュニケーション論」を用意し、展開科目として組織経営やマネジメントに関する科目を複数用意している。

また本学では臨地実務実習が必修である。これは国家資格取得のために必須であるだけでなく、採用や進路選択にも強い影響がありインターンシップに相当する機能も果たす。本学では、1、2、4年次に実習を設定している。

#### [2] 教育課程外の社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

本学では、学生のキャリア支援を推進するために、キャリア推進委員会を設置している。同委員会は、学生の就職及び進路指導に関する事項、キャリア関連授業に関する事項、キャリア支援に関する講習会等の企画及び運営に関する事項、資格取得及び進路に関する資料の収集・整理及び調査に関する事項、その他学生の進路に関し必要な事項を審議している。

2021年10月には、キャリア支援室が開室された。室長1名、事務職員1名、非常勤のキャリアカウンセラー1名の3名で構成され、本学のキャリア・就職支援の具体的な方針や施策の決定

と実行を担っている。

2年次となった第1期生を対象に、10月と11月に第1回キャリアガイダンスを開催し、キャリアの理解や業界情報などについて講習を行った。同内容を4回分散実施した結果、75%の出席率となった。

### (3) 2-3 の改善・向上方策(将来計画)

#### [1] 教育課程内の計画

いわゆるコロナ禍による医療機関等の実習受け入れ制限に対し、ワクチン接種の支援及び実習前のPCR検査などで実習機会を確保するよう努めていく。

#### [2] 教育課程外の計画

2022年度には、第1期生が3年次となることから、具体的なキャリア・就職支援を実施していく計画である。キャリアガイダンス、ビジネスマナー研修の実施、『就職ハンドブック』の作成と配布、求人情報提供体制の構築を行い、学生のキャリア支援、就職支援のための環境整備に注力する。

## 2-4. 学生サービス

### 2-4-① 学生生活の安定のための支援

#### (1) 2-4 の自己判定

基準項目2-4を満たしている。

#### (2) 2-4 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

### 2-4-① 学生生活の安定のための支援

#### [1] 学生サービス、厚生補導のための組織

学生サービス・厚生補導のための組織として学生部を設置している。学生部は本学の学生一人ひとりが心身ともに安心・安全、健康で充実した学生生活を送れるよう、教職員が協力して学生に寄り添い、サポートするための組織である。教員から選出された学生部長、学生相談室長のほか、職員4人(うち1名は看護師)で業務を行っている。学生部に学生課、学生相談室、保健室、キャリア支援室を設置し、学生課の主な業務は以下のとおりである。

- ①学生生活支援施策の立案および実施 ②課外活動および課外教育の実施 ③諸証明書の発行 ④学生および学生団体の指導助言 ⑤表彰および懲戒 ⑥厚生補導および諸関係機関との交渉 ⑦奨学支援 ⑧予算作成 ⑨健康管理(健康診断)および保健室の管理 ⑩学生名簿・学生便覧の作成 ⑪遺失物・拾得物の取り扱い ⑫ボランティア活動支援 ⑬障がい学生支援

学生部の業務に関する各種事項は、学生部長を委員長とする学生委員会を毎月開催し、

審議・報告を行っている。学生委員会において審議された重要事項は、運営会議にて審議ないしは報告している。

## [2] 学生の心身に関する健康相談、生活相談、課外活動への支援

学生の心身に関する健康相談、生活相談、課外活動への支援を行うにあたっては、日々学生の様子を把握している担任・副担任をはじめ、科目担当教員、学科と密に連携を取っている。

### (ア) 保健室

学生の健康管理に関する業務は、医師免許を持った校医と看護師の2名体制で行っている。保健室は平日午前9時から午後5時まで開室し、学内で発生した怪我・疾病について応急処置を施している。また、季節ごとに保健だよりを発行している。

学校保健安全法に基づき、学生の健康状態を把握し、疾患等を有する者を早期発見するため、毎年4月に健康診断を実施している。なお、健康診断結果が要検査となった学生に対して、疾患等の悪化を防ぐため二次検診受診の指導を行っている。

臨地実務実習における院内感染対策として、日本環境感染学会「医療関係者のためのワクチンガイドライン」に沿って、1年次の健康診断にてB型肝炎、麻疹、風疹、流行性耳下腺炎、水痘の抗体検査を行っている。抗体値の基準を満たしていない場合、ワクチン接種を推奨している。

学生の健康管理に関する各種事項は、校医を委員長とする保健衛生委員会を毎月開催し、審議・報告を行っている。保健衛生委員会において審議された重要事項は、運営会議にて審議ないしは報告している。

### (イ) 学生相談室

心身の不安や悩みを抱える相談窓口として、学生が気軽に相談できるように学生相談室を設置している。相談内容は心身の不安や悩みをはじめ、学業に対する不安、友人関係の悩み、大学生活になじめないと多岐にわたっている。学生相談室の利用予約は事務局窓口、専用メールアドレス、SNSなど複数用意し、また昼休みには学生相談部教員が学生相談室に常駐し、予約を取らなくても相談できるようにしている。

学生相談室の利用方法等は学生便覧に記載しているが、4月のオリエンテーションでリーフレットを配布し全学生に周知している。

学生相談室のみでは解決が難しい相談内容は、学生本人の同意を得たうえで所属学科教員や校医などと解決に向け連携を図っている。また、学生委員会ならびに運営会議で相談区分ごとの件数と対応状況について毎月報告し、学生の多様化する相談事項を全学で共有している。

学生相談に関する各種事項は、学生相談室長を部会長とする学生相談部会を適宜開

催し、審議・報告を行っている。学生相談部会は学生委員会の下部組織にあたり、審議事項は学生委員会に諮り、必要に応じて、学生委員会から運営会議に諮っている。

#### (ウ) 課外活動支援

学生委員会が審議し承認した団体を、公認団体としており、2021年5月1日現在で、9サークルが公認団体として活動し、同じ目的を持った学生同士が交流を図っている。

毎年11月第1日曜日を大学祭としているが、2021年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、オンデマンド方式で実施した。

ボランティア活動は建学の精神を学ぶ教育活動の一環として位置付けている。学生部から、公益性・公共性が高く、教育上有益な情報を提供している。また、企業・施設・病院等から申し出のあったアルバイトの求人情報は、学生部で審査のうえ紹介している。なお、2021年度は新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、ボランティア活動、アルバイト求人情報は非常に少なかった。

### [3] 奨学金などの経済的支援

本学では経済的理由による退学を防止するために、本学独自の奨学金制度、日本学生支援機構や地方公共団体、民間企業等による外部団体の奨学金制度や国の修学支援新制度などの情報提供や申請書類作成等の支援を行っている。

#### (ア) 本学独自の経済的支援

前年度の成績優秀者を対象とした「東京保健医療専門職大学年間成績優秀賞」(給付)、保護者の不慮の事故で修学が困難となった者を対象とした「東京保健医療専門職大学学生支援基金奨学金」(貸与)を設けている。

#### (イ) 日本学生支援機構や地方公共団体等の経済的支援

日本学生支援機構の奨学金は年度明け直後に説明会を実施し、予約採用者・在学採用者ともに申請書類の作成支援を行っている。地方公共団体や民間企業等の奨学金については、情報提供のみにとどまっている。

また、本学は高等教育の修学支援新制度の対象校であり、日本学生支援機構の説明と合わせて学生に周知している。

#### (ウ) 授業料の延納又は分納制度

学費納入が難しい場合、学費延納・分納を認めている。学生部と総務人事部が連携し、保護者との協議のうえ学費等納付計画を作成し、延納・分納を行っている。

### (3) 2-4 の改善・向上方策(将来計画)

学生生活の様々な問題は多様化し複雑になっている。学生課、保健室、学生相談室のみならず、日々の学生の様子を把握している担任・副担任、学科など、関連部署が連携し問題解決に対応する必要がある。また、学生の安心・安全に関する情報等を公式ホームページや学生ポータルサイトに集約し、広く学生および教職員への周知徹底を図り、学生支援の質を高めていく。

また、支援制度の規程整備も同時に進めていく。

経済的支援は地方公共団体や民間企業等の情報提供が非常に少なく、学生の多様なニーズに応えるためにも情報収集に努めるとともに、経済的問題を原因に退学する学生を抑制するための方策を検討していく。

## 2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

### (1) 2-5 の自己判定

基準項目2-5を満たしている。

### (2) 2-5 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

#### [1] 校地・校舎

所在地の東京都江東区塩浜は臨海部エリアに位置し、東京メトロ東西線 東陽町駅から徒歩約10分であり、首都圏から通学が可能な地である。

収容定員640名に対し、校地6,757m<sup>2</sup>、校舎面積13,537m<sup>2</sup>を有しており、専門職大学設置基準第46条の校地面積6,400m<sup>2</sup>、第47条の校舎面積7,669m<sup>2</sup>を満たしている。また、第45条に「校舎のほか、なるべく講堂及び寄宿舎、課外活動施設その他の厚生補導に関する施設を備えるものとする。」とあり、収容定員400名の講堂、学生の健康増進を目的とした運動室を有している。

#### [2] 校舎等の整備

本学は本館と別館に分かれ、本館は講義を中心とした講義棟、別館は実習や研究を中心とした実習研究棟から構成されている。

本館は講堂、運動室、医務室、ラウンジ、売店、講義室16室(2階4室、3階6室、4階6室)、演習室5室(5階5室)、実験実習室7室(1階2室、5階5室)、キャリア支援室、更衣室2室、大会議

室1室、会議室2室を整備している。

別館は大教室1室、演習室2室(3階1室、4階1室)、実験実習室8室(1階3室、4階3室、5階2室)、情報処理室、研究実験室2室(2階1室、3階1室)、個人研究室54室(3階25室、4階10室、5階10室、6階9室)、学生相談室2室(1階1室、5階1室)、学長室、応接室、図書室、自習室を整備している。

### [3] 校舎等の安全性

校舎等の運営・管理は学習環境部管理課が中心となり、必要に応じて専門業者に業務を委託し適切に実施している。また、設備管理に関しては建築物における各種法律に則り年間計画に基づき実施している。

本館は新耐震基準の制定された1981年6月1日以前に建築されたが、2008年10月から2009年4月に耐震工事を施工した。また、別館は1988年の竣工であり、建築基準法の新耐震基準に適合している。以上のように本学の耐震率は100%である。

## 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

### [1] 実習施設等

#### (ア) 実習室、講義室

理学療法士、作業療法士の養成校として、実習室等の有効活用は教育効果に大きく影響するため、理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則を踏まえ以下のとおり整備している。

1 階 水治室、ADL 室(調理実習)、ADL 室兼動作解析室(日常生活動作、三次元動作解析)、補装具室(義肢装具制作)、基礎医学実習室(解剖学、生理学、運動学)、情報処理室(PC 演習)

4 階 評価実習室(筋機能検査)、機能訓練室(機能回復訓練)、レクリエーション室(レクリエーション)

5 階 多目的室、基礎作業実習室(木工・金工)、基礎作業実習室(陶工・絵画)、基礎作業実習室(織物・手工芸)、治療室、治療実習室

講義室は2階4室、3階6室、4階6室、またオリエンテーションや各種イベント時に一斉受講できるように大教室を1室整備している。講義室の机、椅子は可動式のため、グループワークにも対応可能である。

#### (イ) 研究室

教育研究等に取り組む環境として、全専任教員に対し個人研究室を整備し、3階25室、4階10室、5階10室、6階9室、合計54室を設けている。個人研究室には鍵付きの机、椅子、書架、打ち合わせ用のテーブル等を用意し、各教員には個人研究室の鍵を渡している。退室時に施錠することで教育研究上等の機密情報を管理している。

また、ハラスメント対策としてドアに透明のスリットを設け、プライバシーに配慮し、学生の個人面談を実施している。

## [2] 図書室

本学の図書室の整備計画は、別館2階に書架30,000冊分を整備済であるが、20,000冊分を増設することで50,000冊分とし、完成年度後も継続して図書を整備することを計画している。2021年度は、授業連携や調べ学習対応を鑑み、収容定員2割の閲覧130席を設置し学習環境の充実を図った。

保健医療、リハビリテーション関連の図書は、専門学校から移管した9,200冊の蔵書に、開学前年度に新規10,127冊(うち洋書325冊)を追加し、19,327冊に整備した。

保健医療領域だけでなく、教育課程に沿って、基礎科目、職業専門科目、展開科目、総合科目等設定している授業科目に関連し幅広く厚く、「教育研究上の必要性の観点から十分な内容」及び冊数となるよう、各領域と教育課程に基づいて整備している。教育研究に必要な新しい視点や最新の内容を織り込んだ図書を中心に、各年度に新規500冊を追加し、完成年度には蔵書21,327冊とする予定である。視聴覚教材は、既設550種に対し、補完教材としてだけではなく、学生にとって臨床現場での実体験が難しいもの、初步段階での理解を促せる観点のものも含めて100種を追加した。養成人材像と照らし、学術雑誌は、リハビリテーション、理学療法、作業療法を中心として、医療マネジメントなどにも配慮し、適切な選書としている。電子ジャーナルの英文雑誌は「AJOT(American Journal of Occupational Therapy)」を導入し、教育研究環境を整えている。なお、図書の管理については、図書館司書が分類・配架・整理・貸出を行っている。

図書等の資料の検索として、文献検索は「メディカルオンライン」、「ProQuest」、「医中誌」、館内の図書検索については、株式会社ブレインテックの図書館パッケージシステム「情報館」を導入しており、OPAC(Online Public Access Catalog、オンライン蔵書目録)により、学生が教育研究に活用できるよう、自宅等のPCで検索できるサービスを提供している。

## [3] 情報処理室

別館1階に情報処理室を設け、ノートパソコン40台、プロジェクター、複合機を整備している。授業以外の空き時間は学生に開放し、レポート作成、グループワークなどに利用している。

### 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

建学の精神『健常者・障がい者、若年者・高齢者など多様な人々が共生できる社会の実現と発展を目指す』のもと、誰もが利用可能な施設を目指し、入口のスロープ・自動ドア、ADL室・水治療室のスロープ、1階に障がい者用トイレ、車椅子が利用可能なエレベーターを整備している。

#### 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

本学の入学定員は、1学年あたり理学療法学科80名、作業療法学科80名であり、専門職大学設置基準第17条に定められているとおり、全科目において40名以下で授業を実施している。クラスごとに講義室を割り当て、3階に3室、4階に4室を整備している。また、学科別や学年別で行うようなオリエンテーションは400名収容可能な講堂で実施している。

##### (3) 2-5 の改善・向上方策(将来計画)

本学の校舎は竣工から40年以上経ち老朽化が進んでいる。中長期計画を立て、適正な維持・管理を行う。

館内には数多くの蛍光灯を使用しているため、政府が掲げている2030年度までのLED化に向け、計画を立て実施していく。

図書室については、学生が学内より自由にジャーナルのブラウジングができるよう、メディカルオンライン以外にも電子ジャーナルを整備し、利用に供するようにしたい。また、ID/PWではなくIP認承とする。大学の自治・利用者の満足度向上のため、自動貸出機を1台設置する。更に視聴覚資料を複数人数で閲覧できるよう機器類を備える計画である。

#### 2-6. 学生の意見・要望への対応

##### 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

##### 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

###### (1) 2-6 の自己判定

基準項目2-6を満たしている。

###### (2) 2-6 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

##### 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

FD・SD委員会では前期・後期ごとに臨地実務実習を除いた全科目を対象に「授業アンケート」を実施し、授業の進め方や内容に関する設問のほか、自由記述項目を設け学修に関する意見・要望等を学生から聴取している。「授業アンケート」結果はFD・SD委員会に報告されたのち、科目担当教員にフィードバックし、授業改善に役立てている。

2021年度には、学外で行われた臨地実務実習の実習終了後に、上記の「授業アンケート」の項目をもとに実習に関するアンケートを実施した。アンケート結果は各学科へ報告され、実習指導の改善を図っている。

アンケート調査以外では、事務局窓口や学務システム(UNIVERSAL PASSPORT)を通じ

て、学生の声に真摯に耳を傾け、事務局内で問題点を把握し対応している。

## 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

### [1] 心身に関する学生の健康相談の意見・要望等の把握・分析

心身に関する学生の健康相談の窓口として、保健室、学生相談室を設置している。

保健室は校医と看護師の2名体制をとり、学校保健安全法に基づき4月中に健康診断を実施、要検査学生に対して二次検診受診の指導を行っている。また、日々の健康管理については、校医・看護師が怪我や体調不良時の応急処置を行っている。保健室の利用状況は、毎月の学生委員会で報告している。

学生相談室では心身に関する健康相談のみではなく、学業の悩み、友人関係やアルバイトの悩みなど、様々な相談が寄せられている。相談学生の個人情報の取り扱いに十分に配慮したうえで、学生相談部会で審議・報告し、学生生活を円滑に過ごす事が出来るように啓発活動を実施しトラブル発生を未然に防いでいる。

### [2] 経済的支援に関する学生の意見・要望等の把握・分析

学内、学外の奨学金をはじめ、様々な経済的支援に関する業務・相談窓口は学生課が行っている。利用者が最も多い日本学生支援機構の奨学金は年度始めに説明会を開催している。また、経済的支援が必要な場合、学生課に連絡するように教職員に周知し、経済的な理由による退学を防止している。

奨学金の利用状況については学生委員会で報告している。

## 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

事務局窓口や学務システム(UNIVERSAL PASSPORT)を通じて、学生から意見・要望を吸い上げ、真摯に耳を傾け、事務局内で問題点を把握し対応している。また、新年度前には学習環境部を中心に科目担当教員と連携を図り学修環境の整備を行っている。

学生の相談窓口となっている保健室、学生相談室、担任・副担任から学修環境に関する学生の意見・要望を受けた際に、学習環境部内で検討する。

### (3) 2-6 の改善・向上方策(将来計画)

学生支援の質が向上し、より良い学生生活を送る事ができるよう、これまで以上に分析と検討に取り組んでまいりたい。

まずは来年度、学生個々の意見、要望を全学一斉に把握できるようなアンケートを実施することにより、学生生活における大学に対する不満や問題点を洗い出すこととする。

### 基準3. 教育課程

#### 3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

##### 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

##### 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

##### 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

###### (1) 3-1 の自己判定

基準項目3-1を満たしている。

###### (2) 3-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

##### 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学は建学の精神『健常者・障がい者・若年者・高齢者など多様な人々が共生できる社会の実現と発展を目指す』のもとに、養成する人材像の育成に必要な能力として、以下に定める能力及び学則第51条に定める修了要件を満たした者に対し卒業を認定し、学位(専門職)を授与する。本学理学療法学科及び作業療法学科において、卒業までに身に付けるべき内容は、以下のとおりである。

###### (理学療法学科)

###### 1) 保健医療分野の専門性

理学療法に関わる専門的な知識や技術を修得し、様々な疾患や障害により理学療法を必要とする対象者に対し、適切で専門的な理学療法を行い、社会適応するための支援ができる。

###### 2) 共生社会の理解

理学療法の専門職としての役割に加え、共生社会の理念を実践する理学療法士としての自覚を持ち、組織や地域社会に貢献することができる。

###### 3) 課題解決力

身体運動に関する医療専門職である理学療法士として、対象者の立場や背景、ニーズ等を把握した上で、適切に病態や障害を評価し、運動機能の回復・維持等に対する課題解決に取り組むことができる。

###### 4) 応用力

理学療法の専門性である身体運動分野等に隣接する他分野へ視野を広げ、対象者のQOL維持・向上や健康寿命の延伸に向けた理学療法の応用・展開に取り組むことができる。

###### 5) 組織における経営・マネジメント力

保健医療経営や理学療法に取り組む組織・人材マネジメント等に関する基礎知識を身に付け、保健医療経営やマネジメント等の課題に幅広く対応できる。

(作業療法学科)

1) 保健医療分野の専門性

作業療法に関わる専門的な知識や技術を修得し、身体的及び精神的なリハビリーションを必要とする対象者に、日常生活・社会生活を実現するための支援ができる。

2) 共生社会の理解

作業療法の専門職としての役割に加え、共生社会の理念を実践する作業療法士としての自覚を持ち、組織や地域社会に貢献することができる。

3) 課題解決力

生活支援を行う医療専門職である作業療法士として、適切な評価を通して、対象者が実現したい生活行為等を把握し、日常生活・社会生活に必要な能力の維持・回復等に関する課題解決に取り組むことができる。

4) 応用力

作業療法の専門性である生活支援分野等に隣接する他分野へ視野を広げ、対象者のQOL維持・向上や健康寿命の延伸に向けた作業療法の応用・展開に取り組むことができる。

5) 組織における経営・マネジメント力

保健医療経営や作業療法に取り組む組織・人材マネジメント等に関する基礎知識を身につけ、保健医療経営やマネジメント等の課題に幅広く対応できる。

ディプロマ・ポリシーは、本学ホームページ、パンフレット、学生便覧等に掲示し、広く周知している。

**3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知**

本学では、ディプロマ・ポリシーを踏まえて、単位認定基準、進級基準、卒業認定基準を定めている。単位認定基準については、授業科目ごとに到達目標、成績評価の方法・基準等を定め、シラバスに公表することで学生に周知している。また、初回授業ではシラバスの内容として、単位認定基準、評価の方法・基準等を説明している。

進級基準及び卒業認定基準については、本学ホームページ及び学則、学生便覧へ公表し、広く周知している。

**3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用**

単位認定については、学則に基づいて行われ、成績については、シラバスに記載された学修到達目標及び成績評価方法に従って点数化し、成績評価基準に基づいて評価している。進級及び卒業認定は、規程及び学則に定められた基準に基づき、教務委員会、教授会の議

を経て学長が承認するかたちで厳正に適用されている。なお、GPAについては、毎学期ごとに算定の上、成績通知書及び学務システム(UNIVERSAL PASSPORT) 上に点数及び成績区分と共に、学期ごとのGPA及び通算GPAを掲出し、学修結果の傾向を把握し、計画的かつ効率的な履修登録が行えるよう配慮している。

単位認定基準については、学則第33条において、下記のとおり定めている。  
(単位の認定、科目の修得及び評価)

- 第33条 授業科目を履修し、その試験又は論文等の審査に合格した者には、所定の単位を与える。
- 2 各授業科目について、授業時間数の3分の1以上欠席した者は、当該科目の単位を取得することができない。
  - 3 授業料そのほかの学納金未納の者は、試験をうけることはできない。
  - 4 定期試験に関する事項は、別に定める。

進級基準については、「進級・留年規程」第3条において、下記のとおり定めている。  
(進級の資格)

- 第3条 各学年次の進級について、当該学年次に配当されている科目のうち、全ての必修科目の単位数について合格の認定を受けた者が、新学年の始めに次の学年に進級することができる。
- 2 前項の基準に達しなかった者のうち、学長が教授会の意見を聴いて、教育上有益と認めた場合、特に進級させことがある。
  - 3 第2項により進級した者の、合格に達しなかった科目については、原則として、再履修しなければならない。

卒業認定基準については、学則第51条において、下記のとおり定めている。  
(卒業)

- 第51条 本学に4年以上在学し、別表1「教育課程」に定める単位を修得した者について、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。
- 2 学長は、卒業を認定した者に対して、相当の学位を授与する。

#### 学則別表1

##### 教育課程(理学療法学科)

##### 卒業要件

1. 基礎科目:必修16単位 選択4単位以上
2. 職業専門科目:必修101単位
3. 展開科目:必修14単位、選択6単位以上

隣接他分野の選択科目のうち「コーチングの理論とスポーツとの連携Ⅰ」、「コーチングの理論とスポーツとの連携Ⅱ」の2科目3単位または「障害者の社会参加とスポーツの教育的活用Ⅰ」、「障害者の社会参加とスポーツの教育的活用Ⅱ」の2科目3単位のいずれかを必ず履修し、3単位を修得すること。

4. 総合科目:必修4単位
5. 実験・実習科目から40単位以上うち、臨地実務実習から20単位以上

以上、基礎科目20単位、職業専門科目101単位、展開科目20単位、総合科目4単位、合計145単位を修得すること。

#### 教育課程(作業療法学科)

##### 卒業要件

1. 基礎科目:必修16単位 選択4単位以上
2. 職業専門科目:必修101単位
3. 展開科目:必修14単位、選択6単位以上

隣接他分野の選択科目のうち「美容ケアによるQOLの維持向上Ⅰ」、「美容ケアによるQOLの維持向上Ⅱ」の2科目3単位または「音楽療法によるQOLの維持向上Ⅰ」、「音楽療法によるQOLの維持向上Ⅱ」の2科目3単位のいずれかを必ず履修し、3単位を修得すること。

4. 総合科目:必修4単位
5. 実験・実習科目から40単位以上うち、臨地実務実習から27単位以上

以上、基礎科目20単位、職業専門科目101単位、展開科目20単位、総合科目4単位、合計145単位を修得すること。

#### 【資料3-1-1】成績評価基準

成績評価	点 数	合 否
S	100点～90点	合 格
A	89点～80点	
B	79点～70点	
C	69点～60点	
D	59点～ 0点	不格
認 定	単位認定科目	—

#### 【資料3-1-2】GPAの成績評価基準

成績評価	点 数	合 否
------	-----	-----

S	100点～90点	4
A	89点～80点	3
B	79点～70点	2
C	69点～60点	1
D	59点以下	0
認定	—	—

## 【資料3-1-3】 GPA計算式

$$GPA = \frac{(履修登録科目のGP \times 当該科目の単位数)の総和}{履修登録した全科目の総単位数}$$

## 【資料3-1-4】 GPAの種類

- ①学期GPA : (当該学期の履修登録科目のGP×当該科目の単位数)の総和  
／当該学期の履修登録した全科目の総単位数
- ②年度GPA : (当該年度の履修登録科目のGP×当該科目の単位数)の総和  
／当該年度の履修登録した全科目の総単位数
- ③通算GPA : (在学全期間の履修登録科目のGP×当該科目の単位数)の総和  
／在学全期間の履修登録した全科目の総単位数

(3)3-1 の改善・向上方策(将来計画)

成績評価については、学則第35条に則り、科目担当者による厳密な判定が行われている。進級判定については、教務委員会での成績評価確認を行い、その後最終的に教授会での審議承認を経て決定される。本学は開学2年目を終えたところであり、成績評価及び進級判定については実施したが、卒業に関する事項は今後発生することとなる。

## 3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1)3-2 の自己判定

基準項目3-2を満たしている。

(2)3-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

**3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知**

ディプロマ・ポリシーの実現のための教育課程の編成方針として、下記のとおり、各学科のカリキュラム・ポリシーが策定されている。

[1] 理学療法学科のカリキュラム・ポリシー

<教育内容>

1) 基礎科目

理学療法士として活躍するための知識や教養を涵養する科目を配置する。共生社会、QOL の維持・向上についての基本を学ぶ。その上で、理学療法を学ぶための基礎的な能力を高める科目、社会人・職業人としての基本的な能力を養う科目を配置する。

2) 職業専門科目

高度化かつ多様化する保健医療分野において、基本的な医学的知識を身に付けた上に、理学療法に関する専門性を多面的な観点から学ぶ。加えて、より質の高い理学療法を提供するため、保健医療に関する制度の理解、組織運営に関するマネジメント能力を養うと共に、科学的な根拠に基づき、より安全かつ効果的な理学療法を提供できる能力を育成するための理学療法専門科目を体系的に配置する。

職業専門科目のうち、臨地実務実習は、「見学実習」「検査・測定実習」「評価実習」「総合実習」「地域実習」のように授業科目との整合性を持たせ、学生が授業で学んだ内容を実習で経験する。

3) 展開科目

理学療法の専門的な知識や技術に加え、展開力を有した理学療法の実務リーダーとして活躍するために、「理学療法に隣接する他分野(隣接他分野)」「組織の経営・マネジメント(経営分野)」及び「統合分野」に関する科目を配置する。

隣接他分野では、「共生福祉論」を学んだ上で、「身体障害への支援システム工学」など理学療法と融合することで活躍の場を広げる科目を配置し、QOL の維持・向上や健康寿命の延伸への考えを深め、複眼的な視点や新たな発想力を養う。経営分野では、基本的な経営・マネジメントを学ぶ科目と、保健医療に関する経営・マネジメントを学ぶ科目を配置し、所属する組織における諸課題の改善に必要な能力を育成する。統合分野では、隣接他分野と経営分野の学修を統合し、共生社会の実現に貢献しうる役割やサービスを考えることができる能力を育成する。

4) 総合科目

これまでに修得した理学療法の知識と技術を統合し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を総合的に向上させることを目的とする。3 年次以降、実験・調査とその解析等の一連の研究課程を体験し、課題解決力・応用力を身に付ける。

<教育方法>

すべての授業は原則として1科目 40 名で行う。クラス担任と科目教員が連携し、学生の学修への取り組み状況や学業成績を把握して、学生へのフィードバックを行っている。

授業内容に応じて、ディスカッションやアクティブ・ラーニング形式を取り入れ、きめ細かな指導を行う。保健医療の専門職としての実践的能力を身に付けるため、臨地実務実習のほか、各種実習、演習を適切に配置する。実務家教員による実践的な授業を行っている。

<評価>

本学は、ディプロマ・ポリシーに定める能力の修得を、次の方法・手法を用いて評価する。

- ① カリキュラムにおける各科目的試験結果
- ② 単位修得状況

[2] 作業療法学科のカリキュラム・ポリシー

<教育内容>

1) 基礎科目

作業療法士として活躍するための知識や教養を涵養する科目を配置する。

他人を敬う心の大切さを踏まえ、敬心学園理念を理解し、QOL の維持・向上についての基本を学ぶ。その上で、作業療法を学ぶための基礎的な能力を高める科目に加え、責任感や使命感を持った職業人材を育成するために必要な科目を配置する。

2) 職業専門科目

作業療法士として必要なリハビリテーションに関する専門知識・技術を学修する科目を体系的に配置する。対象者を敬い、多職種や地域との連携や協働をしながら作業療法に取り組むことができる能力を養う教育を行う。

職業専門科目のうち、臨地実務実習は、「体験実習」「評価実習」「総合実習」「地域実習」のように授業科目との整合性を持たせ、学生が授業で学んだ内容を実習で経験する。

3) 展開科目

作業療法の専門的な知識や技術に加え、展開力を有した理学療法の実務リーダーとして活躍するために、「作業療法に隣接する他分野(隣接他分野)」「組織の経営・マネジメント(経営分野)」及び「統合分野」に関する科目を配置する。隣接他分野では、「共生福祉論」を学んだ上で、「ユニバーサルツーリズムと外出支援」など作業療法と融合することで活躍の場を広げる科目を配置し、QOL の維持・向上や健康寿命の延伸への考えを深め、複眼的な視点や新たな発想力を養う。経営分野では、基本的な経営・マネジメントを学ぶ科目と、保健医療に関する経営・マネジメントを学ぶ科目を配置し、所属する組織における諸課題の改善に必要な能力を育成する。統合分野では、隣接他分野と経営分野の学修を統合し、共生社会の実現に貢献しうる役割やサービスを考えることができる能力を育成する。

4) 総合科目

基礎科目、職業専門科目、展開科目で学修した知識・技術を統合し、実務リーダーとし

て活躍できる作業療法士の育成を図る科目を配置する。卒業研究を通じ科学的な思考過程を追求する姿勢を身に付ける。

＜教育方法＞

すべての授業は原則として 1 科目 40 名で行う。クラス担任と科目教員が連携し、学生の学修への取り組み状況や学業成績を把握して、学生へのフィードバックを行っている。

授業内容に応じて、ディスカッションやアクティブ・ラーニング形式を取り入れ、きめ細かな指導を行う。保健医療の専門職としての実践的能力を身に付けるため、臨地実務実習のほか、各種実習、演習を適切に配置する。実務家教員による実践的な授業を行っている。

＜評価＞

本学は、ディプロマ・ポリシーに定める能力の修得を、次の方法・手法を用いて評価する。

- ① カリキュラムにおける各科目的試験結果
- ② 単位修得状況

カリキュラム・ポリシーは、本学ホームページ、パンフレット、学生便覧等に掲示し、広く周知している。

**3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性**

本学の教育課程は、ディプロマ・ポリシーを達成するために、カリキュラム・ポリシーに則した授業科目が体系的に配置されており、一貫性が保たれている。教育課程が体系的に編成されていることを示すためにカリキュラム・ポリシーは、実施方針、内容を学生便覧及びシラバスに明示している。

授業を開講するすべての科目において、シラバスを作成し、授業形態、授業概要、到達目標、各授業回別の内容、評価方法(評価基準)、教科書、参考書、履修上の注意等を記載し、シラバスに示された授業科目の内容は、カリキュラム・ポリシーに則って作成されており、整合性は保たれている。

**3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成**

本学は、学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)に掲げる知識・技術を修得させるために、「基礎科目」「職業専門科目」「展開科目」「総合科目」を体系的に配置し、それぞれの科目には、主要科目を置く。

講義形式、演習形式、講義・演習形式、実習形式のうち授業の内容に応じた形式で授業を開講する。

授業科目にナンバリングを行い、カリキュラム・マップ、カリキュラム・ツリーを作成して学修の段階や順序、科目の難易度や科目間の関係を表し、教育課程の体系性を明示している。学生の科目履修登録については、1年間に48単位を上限とするCAP制を導入している。

教育課程については、下記のとおり段階的かつ体系的に編成されている。

1) 基礎科目

「基礎科目」は、保健医療の専門職として活躍するための知識や教養を涵養する科目を、「社会」「組織」「地域・ボランティア」「科学」の4つの区分で配置する。他人を敬う心の大切さを踏まえ敬心学園の理念を理解する「敬心における共生論」を主要科目として配置し、共生社会、QOLの維持・向上についての基本を学ぶ。その上で、専門分野を学ぶための基礎的な能力を高める科目、社会人・職業人としての基本的な能力を養う科目を配置する。

2) 職業専門科目

「職業専門科目」は、保健医療の専門職として必要なリハビリテーションに関する専門知識・技術を学修する科目を体系的に配置する。

障がい者や高齢者など多様な生活者が共生できる社会を目指し、課題解決する能力を養う教育を行う。

理学療法士・作業療法士の国家試験受験資格に必要な科目を体系的・系統的に配置する。保健医療専門職としての実践能力を修得するため、臨地実務(臨床)実習のほか、各種実習、演習を適切に配置する。

3) 展開科目

「展開科目」は、保健医療の専門的な知識や技術に加え、展開力を有した実務リーダーとして活躍するために、「専門領域に隣接する他分野(隣接他分野)」「組織の経営・マネジメント(経営分野)」及び「統合分野」に関する科目を配置する。

隣接他分野では、「共生福祉論」を学んだ上で、職業専門科目と融合することで活躍の場を広げる科目を配置し、QOLの維持・向上や健康寿命の延伸への考えを深め、複眼的な視点や新たな発想力を養う。

経営分野には、基本的な経営・マネジメントを学ぶ科目と、保健医療に関する経営・マネジメントを学ぶ科目を配置し、保健医療に関する諸課題の改善に必要な能力を育成する。

統合分野には、隣接他分野と経営分野について総合的に学修する科目を配置する。

4) 総合科目

「総合科目」は、保健医療の専門職かつ実務リーダーとして活躍するために、基礎科目、職業専門科目、展開科目で学修した内容を深め、知識・技術の統合を図る科目を配置し、問題解決能力を高める。

少人数制ゼミナール形式で開講し、学生相互の知識共有を図るとともに卒業研究を行う。

### 3-2-④ 教養教育の実施

本学では、「基礎科目」として位置づけ、保健医療の専門職として活躍するための知識や教養を涵養する科目を、「社会」「組織」「地域・ボランティア」「科学」の4つの区分で配置してい

る。

他人を敬う心の大切さを踏まえ敬心学園の理念を理解する「敬心における共生論」を主要科目として配置し、共生社会、QOLの維持・向上についての基本を学ぶ。

その上で、専門分野を学ぶための基礎的な能力を高める科目、社会人・職業人としての基本的な能力を養う科目を配置している。

### 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

専門職大学としての特色を生かし、職業人の育成を専門職大学の4つの科目群により行う。1科目当たりの学生数はすべての授業科目で40人とした。リハビリテーション学部に共通した教育方法として、講義形式、演習形式、講義・演習形式、実習形式のうち授業の内容に応じた形式をとっている。

基礎科目は、職業人としての一般的な基礎力・汎用的知識、生涯にわたり学び続けるためのリテラシーを教授するため、講義形式を中心とした方法により行っている。

職業専門科目及び展開科目では、講義で理論を修得し、演習及び実習で理論を定着させる方法を基本としている。

各学年の年度初めのオリエンテーションにて履修指導を行い、履修科目内容と年間予定を学生が把握した上で、履修科目の登録を行うよう指導している。特に新入学生については、必要に応じて個別の相談を受けている。学生が科目について十分理解できるよう、シラバス作成には教員が統一した方針で当たれるよう、シラバス作成要領を示し、必要に応じ内容の見直しを行っている。なお、履修科目の登録記録や科目成績管理及び学生への成績通知等は情報セキュリティを万全とした信頼性の高い情報管理システムにより管理運営を行っている。

#### (3)3-2 の改善・向上方策(将来計画)

現在、開学2年目であり、本学が定めるカリキュラム・ポリシーに沿った教育課程を編成し、完成年度に向けて授業内容および教授方法の工夫・開発に取り組んでいるところである。2021年度は、新型コロナウィルス感染症の拡大により、前期開講科目の一部をオンライン授業とし、対面授業との併用によりハイブリット型の授業展開にて対応した。特に学内の実習系科目などオンライン授業での実施が困難である科目については、感染予防を徹底した上で対面授業にて実施した。また、臨地実務実習においては、作業療法学科2年次「評価実習Ⅰ」「評価実習Ⅱ」が予定通り学外での実習を行うことができたが理学療法学科1年次「見学実習」、2年次「検査・測定実習」と、作業療法学科1年次「体験実習Ⅰ」「体験実習Ⅱ」は新型コロナウィルス感染症の影響により、学内実習に切り替えて行った。2022年度においては、感染予防を徹底した上で対面授業での実施と、学外での臨地実務実習の実施を進めていくこととする。また、同様に2022年度からは3年次の設置科目としてゼミナール科目や集中授業での実施科目など、これまでにない授業形態の科目が開講される。その他、授業科目という位置づけはないが、国家試験対策やキャリア支援に関わるガイダンスが計画的に実施されることになる。

### 3-3. 学修成果の点検・評価

#### 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

#### 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

##### (1) 3-3 の自己判定

基準項目3-3を満たしている。

##### (2) 3-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

#### 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

本学では、アドミッション・ポリシー（入学者受け入れ方針）に則って入学者を選抜、確保し、カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）に則った教育課程を編成し、ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）を踏まえた学生を社会に輩出していく。

現在はまだ学年進行中であることから、最後のディプロマ・ポリシーの達成についてはまだ評価することは出来ない。アドミッション・ポリシーで言えば、開学以来、理学療法学科及び作業療法学科において、入学定員を満たせない状況が続いているが、2022年度においては更なる学生募集活動に注力し、入学定員の確保に努めていきたい。また、カリキュラム・ポリシーに則った学修の成果の判断については、現在のところ開学2年目が終了した状況であることから、詳細な評価をすることが困難であるが、大きな問題もなく推移していると考えている。

#### 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

学生による授業アンケートを毎年度前期及び後期に実施し、その集計結果をFD・SD委員会において報告し、全科目担当教員にフィードバックしている。各科目担当教員は集計結果を基に次年度の授業改善等に努めている。

また、FD・SD委員会では、全教職員を対象とする研修会を利用して、今後授業運営の工夫等をテーマとして各教員からの実例紹介などを通じ、授業を含む教育の質の向上に努めいくこととする。

##### (3) 3-3 の改善・向上方策(将来計画)

学修成果の点検・評価については、学生の授業アンケートの他にも今後教員間の授業参観や教員教育目標の設定と評価等の様々な機会を設けながら改善に向けて努めていく。また、授業アンケート結果は科目担当教員のみへのフィードバックであるが、今後は学生へのフィードバック実施に向けて準備を進める。更に教務委員会及びFD・SD委員会、学生委員会において、学修成果のPDCAサイクルを回せる仕組み作りを検討していく。

### 3-4. 教育課程連携協議会

#### (1) 3-4 自己判定

基準項目3-4を満たしている。

#### (2) 3-4 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

専門職大学設置基準第11条に基づき、業界・産業界及び地域社会との連携により、教育課程を編成し、本学の管理運営を円滑かつ効果的に実施するために「教育課程連携協議会」を設置している。

教育課程連携協議会に関する事項は、「教育課程連携協議会運営規程」により、定められ、2020年4月1日に教育課程連携協議会を設置し、産業界等との連携を図り、教育課程を自ら開発、開設、改善のため不断の見直しを行っている。

教育課程連携協議会は年2回の開催とするが、2021年度は新型コロナウイルス感染症等の状況を鑑み、構成員の賛同を得て、年1回の開催とした。

2021年度については、次の2点について審議した。

- 1) 授業科目の開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項
- 2) 授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項

教育課程連携協議会が審議した内容を踏まえた大学での教育課程への見直し状況については次のとおりとした。

・理学療法学科及び作業療法学科において、設置科目の一部を学生の理解度をより高めるため、配当学期の変更を行った。また、新型コロナウイルス感染防止と対面授業と遠隔授業の効果的実施により、学修機会を確保した。

なお、教育課程連携協議会の構成員及び任期は次のとおりとする。

【資料3-4】 教育課程連携協議会の構成(2021年5月時点)

構成員区分	人数	概要	任期
教職員	5人	本学教職員	2年
職業	2人	理学療法士・作業療法士の職能団体より各1名	
地域	1人	江東区福祉部地域ケア推進課職員	
協力	9人	実習受け入れ先関係者8名、産業界から授業の共同開発を行った企業の代表者1名	
その他	3人	リハビリテーション、社会福祉分野の学識経験者	1年
計	20人		

### (3) 3-4 の改善・向上方策(将来計画)

教育課程連携協議会は、業界・産業界及び地域社会との連携により、教育課程を編成し、本学の管理運営を円滑かつ効果的に実施することを目的に設置された。

「理学療法士・作業療法士の職能団体」、「江東区福祉部地域ケア推進課」、「実習受け入れ先関係者」、「授業共同開発の企業代表者」、「リハビリテーション、社会福祉分野の学識経験者」で構成される各構成員からの提言を適切に教育課程に反映させることにより、本学が目指す教育が実践できるものと考えている。

## 基準4. 教員・職員

### 4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

#### (1) 4-1 の自己判定

基準項目4-1を満たしている。

#### (2) 4-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

本学は「大学組織規程」において、「学長は、本学の教育及び研究全般を司り、所属教職員を統括する」とし、また副学長を置くことができ、「副学長は、学長を助け、命を受けて学務を司る」と定めている。

さらに「学部長は、学長の方針・指示に従い、学部における学務及び教育研究を司る」、「教務部長は、学長の命を受け、教科課程の編成、及び学生の教育指導全般に係る業務を統括する」、「学生部長は、学長の命を受け、学生の厚生補導・生活指導・学生相談全般に係る業務を統括する」、「事務局長は、学長の命を受け、事務局を統括する」と定めており、教学における意思決定及び業務遂行において、学長のリーダーシップが発揮できる体制となっている。

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

本学は教学の運営組織として以下の主要会議体及び委員会を置き、職務の分担と迅速かつ明確な意思決定を行っている。

#### [1] 運営会議

本学の経営及び管理運営に関する重要事項を審議するため、本学の最高意思決定機関と

して、運営会議を設置し、敬心学園理事長、学長、副学長、学部長、教務部長、学生部長等、学内主要メンバーで構成する。会議では次の事項を審議する。

- ① 本学の経営及びその運営に関する事項
- ② 本学の組織とその整備に関する事項
- ③ 本学の予算執行に関する事項
- ④ 本学の教育に関する事項
- ⑤ 本学の研究活動に関する事項
- ⑥ 本学の教職員人事及び評価に関する事項
- ⑦ 入試及び学生募集に関する事項
- ⑧ 学長及び学部長候補に関する事項
- ⑨ 学則等重要な学内規程の制定並びに改廃に関する事項
- ⑩ その他、理事長及び学長が諮問する事項

## [2] 教授会

本学は、学則第11条(教授会)に基づき、本学の教育研究運営に関する事項を審議するため教授会を設置している。教授会に関する必要な事項は「教授会規程」に定めている。教授会は、原則として毎月1回開催、次の事項を審議し、学長が決定を行うにあたり意見を述べるものとする。

- ① 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項
- ② 学位の授与に関する事項
- ③ その他教育研究に関する重要事項で教授会の意見を聞くことが必要と学長が認めたもの

## [3] 学科会議

本学は、学則第12条(学科会議)に基づき、教授会に付議する審議事項について連絡調整及び協議するため学科会議を設置している。

## [4] 各種委員会

本学は会議体のほか、学務及び教育研究事業を推進するために各種委員会を設置するとともに、必要に応じて委員会内に部会を置いている。現在設置している委員会は以下のとおり。

政策企画委員会、教務委員会、学生委員会、個人情報保護委員会、公益通報者保護調査委員会、情報公開委員会、自己点検評価委員会、倫理委員会、人事委員会、学生募集委員会、入試委員会、研究倫理・研究推進委員会、研究倫理審査委員会、利益相反マネジメント委員会、キャリア推進委員会、FD・SD委員会、保健衛生委員会、危機管理委員会、防災委員会、情報システム委員会、実習委員会、の21委員会である。

#### 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

本学の事務を処理するため、事務局を設置して、事務局長の監督の下に政策企画部、教務部、学生部、総務人事部、入試広報部、学習環境部の6部制の組織を置き、「事務分掌規程」において職制、分掌等を定め、役割・責任を明確にし機能的な事務運営管理を実現している。

##### (3) 4-1 の改善・向上方策(将来計画)

本学においては、各会議・委員会の役割と責任の明確化を図ることにより、教学マネジメントにおける機能性を発揮する体制が構築されている。また、教学マネジメントの円滑な遂行や方策の決定等における学長のリーダーシップが十分に発揮できる体制が整備されている。今後の運営に伴って抽出される課題に対しては、迅速にかつ的確に対応していく。

### 4-2. 教員の配置・職能開発等

#### 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

##### (1) 4-2 の自己判定

基準項目4-2を満たしている。

##### (2) 4-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

#### 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

専門職大学設置基準第35条別表第一イの二以上の学科で組織する場合の一学科の収容定員並びに専任教員数の規定に基づき、リハビリテーション学部理学療法学科(入学定員80名、収容定員合計320名)においては8名、リハビリテーション学部作業療法学科(入学定員80名、収容定員合計320名)においては8名の専任教員が必要になる。

これに専門職大学設置基準第35条別表第一ロの規定による専任教員10名(総収容定員640名)を加えた26名がリハビリテーション学部の基準専任教員となる。学部の専任教員を26名以上とし、そのうち13名は、原則として教授とする。

また、専門職大学設置基準により、実務家教員を4割以上配置する。専門職大学設置基準第36条第3項の「専任以外の者であっても、一年につき6単位以上の授業科目を担当しつつ、教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う者」(以下「みなし専任教員」という。)は、各学科2名以下とする。

これらの設置基準上で必要な専任教員数を本学においては、現状で十分に満たしていることが下記【資料4-2-1】及び【資料4-2-2】から確認することができる。

## 【資料 4-2-1】【資料 4-2-2】専門職大学 設置基準上必要専任教員数

(2021 年 5 月 1 日現在)

## イ 学部の種類及び規模に応じ定める専任教員数

二以上の学科で組織する場合の一学科の収容定員並びに専任教員数			
学部	区分	収容定員	専任教員数
保健衛生学関係 (看護学関係を除く)	設置基準	160 人-320 人	8 人
	理学療法学科	320 人	19 人
	作業療法学科	320 人	16 人

## ロ 専門職大学大学全体の収容定員に応じ定める専任教員数(400 人以上:80 名に)

区分	収容定員①	専任教員数①	収容定員②	専任教員数②	専任教員数計
設置基準	400 人	7 人	80 人→1 人	3 人	10 人
大学全体	400 人	14 人	240 人→3 人	3 人	17 人

## イ(学部 理学療法学科+作業療法学科) + ロ(全体)

区分	学部①	全体②	全体③	専任教員数
設置基準	16 人	7 人	3 人	26 人
大学全体	35 人	15 人	2 人	52 人

## ●教授数:専任教員数の半数

## ●実務家教員数:専任教員数の 4 割

## ●研究業績を有する実務家教員:実務家教員数の半数

区分	専任教員数	教授数	実務家教員数	実務家研究業績
設置基準	13 人	7 人	6 人	3 人
理学療法学科	27 人	12 人	12 人	7 人
作業療法学科	25 人	11 人	18 人	8 人

上記のとおり、2020年4月開学時、専門職大学設置基準に則って、教員を採用、配置している。

設置申請時に文科省より附帯事項等として指摘された、「定年規程」に定める退職年齢を超える専任教員数の割合が比較的高いことに関しては、次のような対応を進めている。

退職年齢を超える専任教員の入れ替えを進め、退職者の後任は学内下位職位者の内部昇格を基本とし、若返りを図る。そのため、教員職位審査基準及び制度を設け、人事委員会による公平で透明性のある審査体制の整備を進めている。また、内部昇格が適当でない科目に関しては、外部からの採用を進めている。

また、中期計画の策定において新カリキュラム構想や収支改善計画と並行して、教員組織の再編も検討を進めている。

#### 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

FD・SD委員会において政策企画部が事務局となって、設置計画に沿って諸施策を企画、実施している。主な活動は以下のとおり。(別表:2021年度FD・SD委員会活動実績)

##### [1] ファカルティ・ハンドブックの作成と活用

本学の全教職員が、教育理念及び教育方針について共通認識を持ち、教育指導に係る規程や法令等の遵守事項の徹底を図るために、ハンドブックを作成し、専任教員はもとより、非常勤講師及び専任事務職員に配布した。これにより、各教員が同じ教育方針の下で学生の教育に携わることによって、大学全体の教育水準を保つことができるようになっている。

##### [2] 学生による授業アンケートの実施

全ての授業科目ごとに授業に対する理解度、授業内容に対する興味・要望等についてアンケートを実施している。アンケート結果は担当教員にフィードバックし、教員の自己点検・反省及び授業改善に役立てられるようにしている。また、アンケート結果は学部執行部が適宜把握し、改善の必要性が認められる授業に関しては、個別に指導を行っている。

今後は前期・後期を通じて定期的にアンケートを実施し、上記PDCAサイクルを回していくとともに、情報開示を進めていく。

##### [3] FD・SD研修会の実施

教育力の向上を図るため、FD・SD委員会を中心に他の委員会とも協働して、計画的・組織的に研修会を開催している(2021年度開催実績は別表のとおり)。特に開学間もないことから、展開科目部会と協働で、専門職大学としての本学の教育理念の理解を深めるため、「展開科目の位置づけと養成する人材像の理解」をテーマに2回にわたって研修会を開催した。

##### [4] 研究活動の推進と研究倫理の徹底

専任教員による教育研究の質の向上を図るため、個人研究費を支給するとともに、科学研費等の外部資金の獲得を促進している。同時に研究に関わる倫理について周知、徹底するため、毎年研究倫理研修会を開催するとともに、「個人研究費取扱いマニュアル」を作成している。これらの活動は、研究倫理・研究推進委員会及び研究推進部会が中心となって実施している。

## (別表)【2021年度FD・SD委員会の主な活動】

活 動		日 付	内 容
委員会	第1回	5月17日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2020年度授業アンケート結果</li> <li>・2021年度授業アンケート実施方法</li> </ul>
	第2回	6月21日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究倫理研修会の検討…JST出前講習会の利用等</li> <li>・FDSD設置趣旨の確認と取組み項目の検討</li> </ul>
	第3回	7月19日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハラスメント研修会、研究倫理研修会の開催</li> <li>・展開科目研修会の検討</li> <li>・FDハンドブックの作成検討</li> <li>・実習授業のアンケート実施検討</li> </ul>
	第4回	9月27日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報保護法研修会の検討</li> <li>・展開科目の位置づけ理解のための研修会の検討</li> </ul>
	第5回	1月17日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前期授業アンケート結果について</li> <li>・臨地実務実習施設へのアンケート実施</li> <li>・FDハンドブック案について</li> <li>・2022年度活動方針・計画について</li> </ul>
	第6回	3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2022年度活動計画…設置計画の遂行</li> </ul>
	研修会	第1回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究倫理研修会</li> <li>「研究者としての倫理について」NBソリューション㈱</li> <li>(7/12, 13 動画配信)</li> </ul>
		第2回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハラスメント研修会</li> <li>「ハラスメントに関する基本的な理解のために」山田守彦先生</li> <li>(8/24, 30 動画配信)</li> </ul>
		第3回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究倫理研修会</li> <li>「責任ある研究活動をめざして」科学技術振興機構（JST）出前講義</li> <li>(9/14, 16 動画配信)</li> </ul>
		第4回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報保護法研修会</li> <li>「個人情報保護法に関する基礎的知識」青山法律事務所 岡本吉平弁護士</li> <li>(11/16, 22 動画配信)</li> </ul>
授業	アンケート	第5回	<ul style="list-style-type: none"> <li>『展開科目の位置づけと養成する人材像の理解』（2回シリーズ）</li> </ul>
		11月8日	<ul style="list-style-type: none"> <li>11月8日 第1回「教育理念と展開科目の位置づけの理解」展開科目部会</li> <li>(11/12～動画配信、アンケート実施)</li> </ul>
		12月13日	<ul style="list-style-type: none"> <li>12月13日 第2回「養成する人材像の理解」展開科目事例・科目融合事例の発表</li> <li>(12/16～動画配信、アンケート実施)</li> </ul>
		2月初～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2020年度授業アンケートを担当教員にフィードバック</li> <li>・学生による授業アンケートを実施</li> </ul>
授業	前期	6月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2021年度前期アンケートを担当教員にフィードバック</li> </ul>
	後期	7月31日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2021年度前期アンケートを修正し、担当教員にフィードバック</li> </ul>
		11月11日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・UNIPA授業アンケートの順次設定</li> </ul>
		12月16日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・UNIPA授業アンケート結果の集計作業</li> </ul>
		12/2～	

(3)4-2 の改善・向上方策(将来計画)

本学における教員の確保については、設置基準の専任教員数の規定に基づき、両学科いずれにおいても、教育目標及び教育課程に則して適切に教員は確保されている。今後は内部昇格を中心に、必要に応じて大学設置基準及び職業資格関連の指定基準に合致した専

任教員を採用するなどして、充実した教員組織を維持していく。また、教育内容や方法などの改善、研修会の開催などを通じて、教育及び研究の質向上を図っていく。

#### 4-3. 職員の研修

##### 4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

###### (1) 4-3 の自己判定

基準項目4-3を満たしている。

###### (2) 4-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

##### 4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

本学の研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、大学事務職員に必要な知識及び技能を習得させ、その能力及び資質を向上させるためのスタッフ・ディベロップメント(SD)研修を定期的に行い、事務専門職としての能力を高めた。

###### [1] FD・SD研修会への参加

前記のFD研修会のうち、研究倫理研修会を除く研修会には職員も参加した。

###### [2] 学校法人敬心学園(本部)ガイダンスへの参加等

学校法人敬心学園本部(教育力向上プロジェクト)は、毎春グループ学校の新入教職員を対象にガイダンスを開催しており、理事長から敬心学園の建学精神や沿革、今後のビジョンや方向性について講話があるほか、事業概要や敬心クレドについての説明があり、敬心学園職員としての行動指針や心構えを学んでいる。

また、中途採用者は、入職時に事務局にて本学の概要、及び各部署から具体的な職務内容についての説明があり、本学職員としての必要な基礎知識を習得している。

###### [3] 人事評価

職員の人事評価は、学校法人敬心学園の評価制度に則って行うこととしている。

###### (3) 4-3 の改善・向上方策(将来計画)

引き続きFD・SD研修会を通じて、教員と協働して本学の教育と研究の質向上に資する意欲や意識を高めていく。併せて、敬心学園本部の研修会や外部の講習会への参加を促進し、専門職大学人として幅広い知見を得るようにする。

人事評価については、敬心学園人事制度の運用を定着化させるとともに、評価体系の中に本学の中期計画及び単年度目標に対する達成状況等を反映させるように検討を進めている。

#### 4-4. 研究支援

##### 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

##### 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

##### 4-4-③ 研究活動への資源の配分

###### (1) 4-4 の自己判定

基準項目4-4を満たしている。

###### (2) 4-4 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

##### 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

本学においては、学部・学科に関する設置状況は適切である。教員にはすべて個室の研究室が提供されている。各個人研究室には、個別の研究机、椅子、書棚、学生指導用机・椅子、固定電話等を備え、良好な研究環境を整備している。また、別館2階・3階には研究実験室も設置されている。

##### 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

[1] 本学における適切な研究活動のため、「研究倫理規程」第12条(研究倫理・研究推進委員会)及び「組織規程」第18条(委員会)に基づき、研究倫理・研究推進委員会を設置し、(1)学内研究の運営と整備に関する事項、(2)研究活動における倫理の啓発と不正行為防止の計画立案及びその実施に関する事項、(3)事故又は倫理的問題発生の際の必要な処置及び改善策に関する事項、(4)研究活動上の不正行為に係る調査に関する事項、(5)科学研究補助事業等外部の研究資金の導入に関する事項、(6)この規程の運用に関する内規・細則及びガイドラインの制定・改廃に関する事項、(7)その他、研究活動の倫理的遂行及び推進に関する事項、について、1名の委員長の下に学内委員9名、学外有識者1名の11名で構成され、原則月1回開催し、上記関連事項について審議している。

[2] 本学に所属する研究者がヒトを対象とする研究を行う場合には、その全てにおいて、研究倫理審査委員会の審査を義務付けている。研究倫理審査委員会は、1名の委員長の下に学内委員9名、学外有識者1名の11名で構成され、うち女性は1名である。開催は原則として月1回開催している。

[3] 学内の研究推進のため研究推進室と研究推進部会を設置し、学内での個人研究の推進や、科研費申請・運用などを含めた公募型研究事業活動などの支援を行っている。2021年度の科研費採択状況は、基盤研究(C)1件、若手研究1件、研究活動スタート支援2件であった。企業との受託研究の整備を行い、产学連携研究がスタートした。今後はゼミ授業においても

研究活動に学生が直接参加できる機会も設ける等、教育・研究の活性化を進めている。

[4] 実際の研究活動に際しては、年1回以上、研究倫理や不正防止等に関連したFD研修会を開催し、さらに全教職員が毎年利益相反自己申告書の提出を義務付け、日本学術振興会の研究倫理eラーニングコースの受講等のコンプライアンス教育を受講し、修了書提出を義務づけている。

[5] 研究倫理、研究不正防止等に関しては以下の各種規程を策定し、それに基づき適切に研究活動を行っている。

- 1) 研究倫理審査委員会規程
- 2) 公的研究費取扱規程
- 3) 受託研究取扱規程
- 4) 共同研究取扱規程
- 5) 個人研究費規程
- 6) 研究活動不正行為防止規程
- 7) 利益相反マネジメント規程

[6] 本学における研究活動不正行為防止等に係る体制としては、最高管理責任者を学長、統括管理責任者を副学長、コンプライアンス推進責任者をリハビリテーション学部学部長及び事務局長とし、コンプライアンス推進副責任者を副学部長、各学科長及び各部局の事務部門の長を任命している。また、告発・相談窓口としては研究推進室としている。

#### 4-4-③ 研究活動への資源の配分

[1] 本学における適切な研究活動のため、「個人研究費規程」を定め、専任教員の研究活動を助成するために、教授、准教授、講師、助教の全教員に支給される。支給額については職位に応じて、教授300,000円、准教授250,000円、講師200,000円、助教150,000円と規定されている。

[2] 本学における共同研究領域としては、共生社会の構築として「地域包括ケアシステムの推進」や「多職種連携による保健医療システムの実現」の他、専門職大学としての本学の特徴である展開科目に隣接した共同研究領域として「ユニバーサルツーリズム」、「支援システム工学」などがあげられるが、学内で理学療法学科と作業療法学科の教員が共同で研究を推進するための資源の配分として、「学内共同研究費細則」を設け、研究活動を支援している。

[3] 研究推進室では、科学研究補助事業をはじめとする外部資金の獲得に向けて、適宜情報を探し提供し支援している。上記したように、2021年度の科研費採択状況は基盤研究(C)1件、

若手研究1件、研究活動スタート支援2件であった。受託研究が1件であった。

[4] 研究活動への資源配分として、物的資源としては上記4-4-①に示した研究室に加えて、研究費の配分を通じた機器、資料の整備を行っている。また、各種研究情報検索については、メディカルオンラインとProQuestについては、学内では全教員がフリーアクセス可能となっている。

### (3) 4-4 の改善・向上方策(将来計画)

本学は設置後間もないこともあり、2020年、2021年度においては、研究面での設備や倫理審査等においては必ずしも十分な体制でスタートできたとは言いたい。しかしながら、設置初年であるにも関わらず、数多くの論文投稿や学会発表、地域社会貢献がなされている(詳細については、毎年発刊している「東京保健医療専門職大学紀要 理学療法学科及び作業療法学科活動報告」参照)。今後は学年進行や教員の研究内容の推進に向けて研究設備を順次、整備していく予定である。また、科研費などの公的研究費の獲得を増やすことも重要な課題である。

## 基準5. 経営・管理と財務

### 5-1. 経営の規律と誠実性

#### 5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

#### 5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

#### 5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

##### (1) 5-1 の自己判定

基準項目5-1を満たしている。

##### (2) 5-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

#### 5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

本学の運営は、「学校法人敬心学園寄附行為」(以下「寄附行為」という。)に基づき、理事会を最高意思決定機関とし、理事長が学校法人の代表者として業務執行を総理する。理事会および理事長、評議員、監事の選任は、寄附行為の規定に基づき適切に行われている。理事会・評議員会は、定期的に開催され、監事は毎回出席して法人の業務、財産の状況、理事の業務執行について監査を行い、また監査法人による会計監査も適切に行われている。

また法人の財務情報、事業報告は公表されており、法人傘下の4つの専門学校は、NPO法人「私立専門学校等評価研究機構」の第三者評価を取り入れている。以上のとおり、経営の規律は保たれ誠実に執行されており、維持・継続性に問題はない。

### 5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

学校法人内に「敬心クレド(理念、使命、行動指針)」を周知徹底しており、入職1年目の教職員に対して「敬心クレド」に基づく行動を実践できるようにするため「フィロソフィーワークショップ」を毎年行っている。

法人の業務執行においては、「敬心クレド」を意識しつつ、毎年「中期計画」「業務方針」の立案・見直しを行い、理事長を交えて議論を重ねたうえで、経営会議及び理事会での徹底した検討に加えて、評議員会の諮問に基づいて決定し実践している。

大学の業務執行においては、「建学の精神」及び「設置趣旨」に基づいて、教授会、各種委員会・部会等の会議体で議論のうえ立案し、最高意思決定機関である運営会議で審議・決定し、必要な事項は法人の審議機関に上程し承認を受けたうえで実行している。またFD・SD研修会においても「設置の趣旨」の理解のためのプログラムを実施し、教職員に徹底を図っている。

法人・大学が連携して常に使命・目的の実現を意識した立案・実践を行っており、組織的、継続的に努力している。

### 5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

#### [1] 環境保全への配慮

大学をはじめとした学校法人の各専門学校において、使用電力の削減及びゴミの分別収集を実施している。具体的には、使用していない教室の消灯や空調停止を励行することで使用電力の低減を図っている。また業務連絡等ではペーパーレス化を進めて、用紙の使用量を削減している。

#### [2] 人権への配慮

ハラスメントについては学校法人で防止規程を制定し、「ハラスメント相談窓口」を設け、「ハラスメント防止及び対策に関するガイドライン」を定め、オリエンテーションや各種研修等で啓発し周知する等、防止とその対策に努めている。

個人情報の保護については、学内に個人情報保護委員会を設置し、「学校法人敬心学園個人情報保護規定」に則り個人情報の保護に努めている。大学ホームページで「個人情報保護方針」を開示するなどして、周知徹底を図っている。

公益通報については、学内に公益通報者保護調査委員会を設置し、「学校法人敬心学園公益通報に関する規程」に則り、コンプライアンスの徹底に努めている。

また合理的配慮については、「合理的配慮ガイドブック(仮題)」を作成し、教職員及び学生の理解を深める予定である。

#### [3] 安全への配慮

安全への配慮については、学校法人全体で「安全衛生委員会」を設置、さらに大学で保健

衛生委員会、衛生委員会、防災委員会、危機管理委員会を設置し、それぞれ規程を定め、学生及び教職員の安全及び健康の確保並びに快適な教学環境と職場環境の形成を促進している。

新型コロナウイルス等の感染症対策としては、本学玄関の出入り口に自動検温装置を装備し、全館の要所に送風機及びアルコール消毒液を配置し、トイレの手洗いを自動化する等、新型コロナウイルス感染症対応の室内換気と手指消毒を徹底して、安全な環境維持を図っている。加えて学内での発熱者、体調不良者、感染者、濃厚接触者からの報告を徹底し対応指導を行うことにより、学内感染防止対策を行っている。また状況に応じて授業及び会議をリモート(WEB)で行っている。

### (3) 5-1 の改善・向上方策(将来計画)

本学は2020年4月に開学し、完成年度に向けて年次進行中である。設置申請に準拠し、安心安全な教育研究環境の運営体制を整備し、適切に改善を図っていく。

## 5-2. 理事会の機能

### 5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

#### (1) 5-2 の自己判定

基準項目5-2を満たしている。

#### (2) 5-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

### 5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

「寄附行為」第3章において、役員及び理事会について定めている。理事会は学校法人の業務を決する最高意思決定機関であり、理事の職務の執行を監督する。また、寄附行為第4章において、評議員及び評議員会について定め、評議員会を諮問機関として位置付けている。理事会は12名の理事のうち7名が、評議員会では25名のうち17名が外部者で構成され、研究者や実務者の立場からの意見や提案を反映できる体制を整備し、その機能を担保している。

理事会への付議事項については、「学校法人敬心学園経営会議運営規程」により、理事長をはじめとした業務執行理事及び学校法人の各部門の幹部で構成される経営会議において、十分に審議・検討されたうえ上程され、理事会、評議員会では外部者の意見や提案を聞き反映して承認されている。

#### (3) 5-2 の改善・向上方策(将来計画)

理事会・評議員会では、業務執行理事等からの執行報告を定例化して、外部者を含めた議論をより活性化し、社会状況やニーズの変化に的確に対応して教育、研究及び社会貢献等ができるように運営向上に努める予定である。

### 5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

#### 5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

#### 5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

##### (1) 5-3 の自己判定

基準項目5-3を満たしている。

##### (2) 5-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

#### 5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

##### [1] 法人と大学教学部門とのコミュニケーション

法人と大学教学部門の意思疎通を図るために、学長は法人の経営会議の構成員となるとともに、理事として理事会にて審議を行っている。一方理事長は大学の最高意思決定機関である運営会議の構成員として審議にあたっており、重要事項に関して意思統一が図られ、使命・目的を協働して実現するために努力している。

##### [2] 法人と大学事務部門とのコミュニケーション

法人の副本部長が大学の事務局長を兼務し、大学の運営会議及び法人の経営会議に参加するなど、法人の決定事項を迅速かつ確実に事務部門で共有し実行するよう努力している。

##### [3] 大学内での意思疎通の円滑化

学内では、主に以下の会議体を通じて意思決定、情報共有、業務遂行を行っている。

###### ① 運営会議

本学では、本学の重要事項を審議するために、「運営会議」を設置し、理事長、学長、及び大学幹部教職員で構成している。会議は、原則として毎月1回開催し、委員会及び事務局等から上程された事項等を審議するとともに、報告を受ける。

###### ② 教授会

1) 本学は、学則第11条(教授会)に基づき、大学の重要事項を審議するため「教授会」を設置する。

2) 教授会は、原則として毎月1回開催し、次の事項等を審議するとともに、運営会議等で決定・報告された事項について共有する。

- ・学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項
  - ・学位の授与に関する事項
  - ・その他教育研究に関する重要事項で教授会の意見を聴くことが必要と学長が認めたもの
- 3) 教授会に関する必要な事項は「教授会規程」に定める。

### ③ 学科会議

- 1) 本学は、学則第12条(学科会議)に基づき、教授会に付議する審議事項について連絡調整及び協議するため学科会議を設置する。
- 2) 学科会議は教育研究及び学科運営に関する事項を審議するとともに、運営会議や教授会等で決定・報告された事項について共有する。
- 3) 学科会議に関する必要な事項は「学科会議規程」に定める。

### 5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

上述のとおり、法人と大学の教学部門及び事務部門のそれぞれのトップが相互に主要会議に出席し、必要に応じて隨時ミーティングするなど、円滑なコミュニケーションを通じて相互の理解とチェックを図っている。

監事の選任については寄附行為第7条、監事の職務については第14条に定めているとおり、監事は独立性を確保のうえ、法人の業務、財産の状況、理事の業務執行状況を監査しており、毎年監査報告書を作成し理事会及び評議員会に提出している。また、寄附行為第4章にあるとおり、評議員は選任され、評議員会が運営されており、諮問機関としての役割を果たしている。

以上により管理運営機関の相互チェックの機能性に問題はない。

### (3) 5-3 の改善・向上方策(将来計画)

法人と専門職大学の意思疎通は円滑であると判定するが、継続的に管理運営機関の相互チェックの機能性を点検し、改善に努めていく所存である。

## 5-4. 財務基盤と収支

### 5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

### 5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

#### (1) 5-4 の自己判定

基準項目5-4を満たしている。

#### (2) 5-4 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

### 5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

本学は2020年度に開学し、2021年度は開学2年目である。中長期的な計画は、大学設置計画の内容が基本となる。開学1年目、2年目と設置計画とおりの入学者数を確保できていないため収入は設置計画とおりに推移していないが、学園全体の収入でカバーしている。

完成年度を迎えるまでは設置計画に基づいた学校運営、完成年度以降は本大学で策定している中期計画に基づいた学校運営を行っていく。

#### 5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

設置計画に基づき、教育活動や研究活動を充実させた魅力ある大学として募集競争力を高める。

安定した学生募集による収入の範囲で、人材育成を目的とした人事評価制度に基づいた人的投資、適切な経費の費消、教育研究環境整備を始めとした設備投資を行い、学生や教職員にとって最適な教育研究環境を整えている。

学園の財務状況は、専門学校の収支が安定しているものの、大学の設置期間中における収支のマイナスが、一時的な流動資産の減少を生じ、流動比率の低下を招くが、目安となる想定の範囲を確保しており、財務基盤は安定している。

#### (3) 5-4 の改善・向上方策(将来計画)

当面は入学定員の充足実現に注力するとともに、今後策定する中期計画に基づき、収支状況を把握、分析し、随時対策を練っていくことにより、大学経営がより改善するように努める。

### 5-5. 会計

#### 5-5-① 会計処理の適正な実施

#### 5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

##### (1) 5-5 の自己判定

基準項目5-5を満たしている。

##### (2) 5-5 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

#### 5-5-① 会計処理の適正な実施

本学園の会計処理は、学校法人会計基準に準拠し、「学校法人敬心学園学園経理規程」や会計に関する諸規定に基づき適切に実施している。また会計業務において不明な点がある場合には、顧問税理士や会計監査人である公認会計士に問い合わせ、指導助言を得て処理している。

また、本学園の「学校法人敬心学園内部監査規程」に基づき、四半期ごとに内部監査室による会計監査を実施している。業務分掌どおりの業務が遂行されているかの確認を行うことが目的であり、指摘事項に対しては改善対策を講じることで業務運営体制の整備につなげている。

「学校法人敬心学園予算統制標準規程」に基づき策定された予算の執行管理も四半期ごとに報告を行い、予算内での執行を徹底している。

2021年度終了後は、2ヶ月以内に決算書を作成し、独立監査法人による会計監査、監事による監事監査を受け、理事会の審議承認を経て評議員会に報告している。

### 5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

会計監査は、四半期ごとに内部監査室における会計監査を実施し、定期的に監事、監査法人、内部監査室長で共有、決算書作成後に、監査法人による会計監査を行っている。

監査法人による会計監査は、2021年度も現金実査からスタートし、元帳や証憑書類等を確認しながら、計算書類(資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表)、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行い、学校法人会計基準に準拠して、会計年度の経営状況及び財政状態を全ての重要な点において適正であることが確認されている。

#### (3) 5-5 の改善・向上方策(将来計画)

学校法人会計基準および経理規程に準拠した適切な会計処理を継続するため、会計実務担当者の更なる知識向上、それによる業務水準の向上を目指す。

会計監査対応についても、円滑な監査への協力体制を堅持するよう努める。

## 基準6. 内部質保証

### 6-1. 内部質保証の組織体制

#### 6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

##### (1) 6-1 の自己判定

基準項目6-1を満たしている。

##### (2) 6-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

#### 6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

本学は専門職大学として法令に則り、建学の精神に沿った実効性ある教育・研究活動を継続していくため、各種委員会・部会はそれぞれ規程で定められた業務を遂行しており、その活動は本学の最高意思決定機関である運営会議で報告され、必要に応じて審議を行っている。

自己点検評価委員会は自己点検・評価の活動を通じて、これらの教育・研究活動及び委員会・部会活動を見直し、必要に応じて関係部署と協議を行い、PDCAサイクルを推進している。さらに自己点検評価委員会委員長(学長)は、同委員会が作成した自己点検評価報告書を敬心学園評価委員会委員長(理事長)に提出し、敬心学園内部監査室がチェックしている。

以上の活動を通じて内部質保証の重要性は全教職員に認識され、組織としての管理・責任体制が機能している。

##### (3) 6-1 の改善・向上方策(将来計画)

本学は開学間もないこともあり、2020年度から関係部署が中心となって自己点検評価を始めたが、今後はより緻密な点検評価を定期的に実施し、第三者評価を受けることを計画してい

る。内部質保証の向上を図るため、組織体制の更なる充実を図る。

## 6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

### 6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

#### (1) 6-2 の自己判定

基準項目6-2を満たしている。

#### (2) 6-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

### 6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の取組として、自己点検評価委員会において、実施方法及び認証評価に向けた認証評価機関の選定を検討してきた。2020年度は開学初年度のため自己点検の実施は見送った。開学2年目にあたる2021年度度には、専門職大学に係る内容を盛り込んだ点検評価基準を公表している大学基準協会の基準・項目に基づき、自己点検を実施した。2022年度(本年度)は、改めて評価機関の選定を検討し、日本高等教育評価機構の評価基準・項目に基づいて実施した。自己点検評価の結果については、学内で共有したうえで、自己点検評価報告書として学外へ情報開示する。

また、開学より毎年度「東京保健医療専門職大学紀要」を刊行しており、理学療法学科と作業療法学科の活動や各種委員会の活動について報告をしている。

### 6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

FD活動の一環として年に2回授業アンケートを実施し、学生の学びの姿勢の実態を把握するとともに、教員のファカルティの向上に活かしている。入学前学業成績、入学者選抜関連情報、学籍情報、成績情報など、学生個人に係る情報は教育指導上必要に応じて利用しているが、学校全体としてデータを集約し分析するまでには至っていない。また完成年度を迎えていないことから就職関連情報の整備はこれからとなる。データはすべて大学専用のサーバで保守・管理されており、セキュリティ対策も取られている。

#### (3) 6-2 の改善・向上方策(将来計画)

自己点検評価は緒に就いたところであり、今後認証評価機関の基準で点検評価を毎年継続して行う中で一段の体制整備、エビデンスの充実を図っていく。IRなどの活用についても、学生アンケートを定期的に実施し施策に反映するとともに、各種データの分析を進め、PDCAサイクルを円滑に回していく。

### 6-3. 内部質保証の機能性

#### 6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体のPDCAサイクルの仕組みの確立とその機能性

##### (1) 6-3 の自己判定

基準項目6-3を満たしている。

##### (2) 6-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

#### 6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体のPDCAサイクルの仕組みの確立とその機能性

本学では、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを明確に定め、これらのポリシーはホームページやパンフレット等で公表され全教職員に共有されている。アドミッション・ポリシーに沿った入学者を選抜し、カリキュラム・ポリシーに則って教育課程が進行している。具体的なカリキュラムについては、教育課程連携協議会からの第三者評価をカリキュラムに反映させることにより社会のニーズに沿ったカリキュラムの改革を進めていく。教育課程連携協議会は開学以来毎年開催しており、現時点ではおおむね社会のニーズに合った教育内容が提供されているとの評価を得ている。2021年度は開学2年目であるのでディプロマ・ポリシーの評価はできないが、定めたカリキュラム・ポリシーに則った教育課程の実践により、ディプロマ・ポリシーを満たす学生が輩出されると考えている。

本学では、学長のリーダーシップの下に、毎年全教員に対して「教員自己評価報告書」の提出を求め、1年間の研究と教育の成果を振り返り、次年度の研究・教育計画に反映するようしている。また、教職員のポリシーに対する理解を深めるため、FD・SD研修会において、「教育理念と展開科目の位置づけの理解」、「養成する人材像の理解」をテーマに2回にわたって研修を行った。

大学全体の評価については、自己点検評価委員会において、自己点検・評価を行い、理事長及び学長に報告するとともに、学内関係部署と情報を共有し、現場へ改善努力を促している。

また文部科学省からの設置計画履行状況調査に対しては、適宜設置計画の履行状況を報告しており、文部科学省からは重大な指摘はなされていない。大学全体の様々な改善や質向上の目的で設置されている各種委員会の積極的な活動により、当初の目的は果たせていると考えている。

##### (3) 6-3 の改善・向上方策(将来計画)

開学時に大学の質的向上の目的で設置した委員会や会議体などの組織機能の検証を随時行い、PDCAサイクルの円滑な推進を図るべく見直してこ入れするなど、機能強化を行っていく。

#### IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価

##### 基準A. 地域貢献活動

###### A-1. 地域活動への参加を通じた教育の質向上

###### A-1-① 江東区と連携した地域貢献活動

###### (1) A-1 の自己判定

基準項目Aを満たしている。

###### (2) A-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

###### A-1-① 江東区と連携した地域貢献活動

本学では、産業界及び行政・各種団体等を含めた「地域社会及び産業界との連携」を重視している。特に地域社会への貢献については、江東区内唯一の理学療法士・作業療法士の養成大学ということもあり、地元の本学に対する期待は高いと認識している。

2021年11月には、江東区と福祉事業(高齢者・障害者分野)に係る連携協定を締結し、江東区や地域の福祉医療事業者と連携事業立上げに向けて活動を始めた。学生及び教職員を対象に認知症サポーター養成講座を開催したほか、来年度から本格的に稼働すべく、認知症カフェの開設や体力測定会の実施等、各種事業の準備段階に入った。引き続き地域コミュニティとの関係構築を重視し、江東区と緊密な連携を取って福祉連携事業をさらに展開していく計画である。

同時に、学生が将来地域で療法士として活躍するための貴重な経験となることから、積極的なボランティア参加を促すとともに、参加しやすい仕組みづくりを進めている。具体的には、学務システム(UNIVERSAL PASSPORT)を使った活動情報の提供や参加登録、学内ポイント制度の導入、授業への組み入れなどである。

###### (3) A-1 の改善・向上方策(将来計画)

産官学連携についても地元福祉医療関係事業者を中心にヒアリングするなど活動を始めているが、今のところ「産」との連携事業は具体化できていない。まずは地域連携活動を一段と展開することで「官」との連携を深化・拡大し、その延長線上で「産」との連携を模索してまいりたい。

以上